

第九十四回国会 参議院文教委員会 會議録第三号

昭和五十六年三月二十四日(火曜日)
午前十時三十分開会

委員の異動

二月二十四日

仲川 幸男君

補欠選任

二月二十五日

松浦 功君

大木 浩君

二月二十六日

岩本 政光君

補欠選任

二月二十七日

大木 浩君

松浦 功君

二月二十八日

下田 京子君

補欠選任

二月二十九日

京子君

佐藤 昭夫君

二月三十日

京子君

補欠選任

二月三十一日

京子君

補欠選任

二月三十二日

京子君

補欠選任

二月三十三日

京子君

補欠選任

二月三十四日

京子君

補欠選任

二月三十五日

京子君

補欠選任

二月三十六日

京子君

補欠選任

二月三十七日

京子君

補欠選任

二月三十八日

京子君

補欠選任

二月三十九日

京子君

補欠選任

二月四十日

京子君

補欠選任

を開会いたします。

まず、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、現在理事が二名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に勝又武一君及び下田京子君を指名いたします。

○委員長(降矢敬義君) 次に、教育、文化及び学術に関する調査中、文教行政の基本施策に関する件及び昭和五十六年度文部省関係予算に関する件を議題といたします。

本件について質疑のある方は順次御発言願います。

○勝又武一君 文部大臣の所信を先日伺いをいたしました。どうもどこかで聞いたことがあると思ひまして、昨年の二月十四日、本院の文教委員会、前谷垣文部大臣の所信と比較をしてみましたが、本年は国際障害者年であるという一行、校内暴力にかかわる五、六行、この二つだけが異なっているだけでありまして、あとは文章も全く同じか、順序を逆にしてはいるか、表現が変えてあるだけ。文部大臣の所信でありますから、大臣みずからがやりたいこと、おっしゃりたいことを表明してしかるべきだというように私は考えますが、大臣いかがでございますか。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいま勝又委員からの御指摘の所信表明に関する問題でございますが、

が、所信表明を申し上げる私の方は初めての文教行政でございます。非常に真剣にかつ情熱を持ってお話を申し上げた次第でございますが、たまたま文教行政の一貫性という上から申しまして、そう文部大臣がかわりますとごに按本的に変わるものでもございせんことだけは御了承いただきたいと思います。

なお、さきの所信の中で申し上げましたと存じますが、特に教育はもちろんのこと、ただいま非常な重大な案件をたくさん抱えております。あるいはまた学術問題につきましても、御案内のとおり、私は就任以来、開かれた大学、特に国際レベルに達しました日本の学術振興につきましても、非常に情熱を傾けておるような次第でございます。文化方面におきましても私は特に国際化という点では、もともとと世界、地球規模におきまして全世界に目を広げていかなきゃならない新しい意味の文教行政につきましても、真剣に考えておる次第でございます。右の次第をどうぞ御了承いただきたいと思います。

○勝又武一君 教育の一貫性というお話ですが、そのことは理解ができませんが、それにしても所信表明の九十何%が同じだというのは、私は何としても理解できません。この五、六行わずか違ふという、たとえば校内暴力の箇所について意見をいたしましたもきわめて抽象的であります。具体的にどうするということもございせん。現時点で大きな問題だと思ひます。たとえば教員養成制度につきましても、この非行、暴力問題の底にあるものとつながっているんじゃないか。そういう意味からも、たとえば教育大学や体育大学の創設といういうことはありますけれども、むしろ私たちが前々から主張をしておりますように、大学四年卒後の一年間のインターン制度、こういう問題についても、こういう時期で

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○教育、文化及び学術に関する調査

(文教行政の基本施策に関する件)

(昭和五十六年度文部省関係予算に関する件)

○委員長(降矢敬義君) ただいまから文教委員会

出席者は左のとおり。

委員長 降矢 敬義君
理事 大島 友治君
世耕 政隆君
勝又 武一君
下田 京子君

委員 山東 昭子君

二月二十八日 補欠選任 青木 薪次君
二月二十九日 補欠選任 京子君

二月三十日 補欠選任 京子君

二月三十一日 補欠選任 京子君

二月三十二日 補欠選任 京子君

二月三十三日 補欠選任 京子君

二月三十四日 補欠選任 京子君

二月三十五日 補欠選任 京子君

二月三十六日 補欠選任 京子君

二月三十七日 補欠選任 京子君

二月三十八日 補欠選任 京子君

二月三十九日 補欠選任 京子君

あるだけに具体的に大臣として検討されてしかるべきじゃないか。あるいは教育実習が二週間程度でお茶を濁されている。教科実習に加えて生徒指導、学級運営、子供たちの生活指導、人間教育のための研究、修養期間というのが最低一年間ぐらいいは当然必要じゃないか。医師や司法修習生と同等にするぐらいいの気概があつていいんじゃないか。現時点であるだけにそう思うわけですが、たとえばそういう点について大臣は所信表明の中で触れるというお気持ちにはなかったのかどうなのかお伺いしたいわけですが。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいま先生の御指摘のインটারシの問題等につきまして、いろいろなお論議をされておる次第でございますが、なおまた、この教育のいろいろな諸制度のもとにおきましていろいろな改善工夫をしなければならぬ問題もございまして。特に新しくできます放送大学といったような、新機軸を開いていくという問題等につきまして、あるいはまた当面の一番大きな問題につきましては、非行青少年の問題あるいは校内暴力の問題、まあそういう問題にももう非常にやっばり頭を悩ましておるような次第でございますが、よろしく当委員会におきまして御協力をいただき、りっぱな文行政を進めてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○勝又武一君 教育公務員特例法第十九条で、教員になった後もこの研究、修養が欠くべからざるものであることを法律的に規定をしておりますね。私は、そういう観点から、当文教委員会の中で、もう毎回のごとく、教員が授業を行うために教員みずから自主的な研究時間を確保することが必要だと、このことを主張をし続けてきました。そして、一時間の授業を行うためには、四十四時間の勤務時間の中で教材研究、事前準備、事後指導等で最低一時間必要だということを文部大臣も初中小局長も担当の方もすべて認めてこられました。実際教員の一週間における担当授業時間数、勤務の実態はどうなっているのかということをお三追及をしてみました。そして私は、小学校

では一週間二十五時間から二十八時間、中学校では二十二時間から二十五時間、この担当授業時間数が圧倒的に多いという現場の実情を指摘をしてきました。文部省が少なくとも授業二時間に対して自主的な研究時間一時間が確保できるとするならば、四十四時間ですから、職員会議その他の勤務時間が一週間に八時間あると仮定すれば、受け持ち授業時間数は小学校、中学校ともに十八時間、教材研究等に充てる時間が十八時間、合計四十四時間、こうなるんだけれども、余りにも現場と開き過ぎていんじゃないか、こういうことについてもう再三指摘をしてきました。一体その後、この現場の実情について文部省のおっしゃっていることと余りにもかけ離れていることについてどういう具体的な手だてをされてこられましたか。そのことがむしろ非行、暴力の遠因にもなっているんじゃないか、そう思うがゆえにお聞きをするわけですが。

○国務大臣(田中龍夫君) 御指摘の教員の授業の内容の問題でございますが、教員定数の積算基礎といたしましての一人当たり週当たり担当時間といたしましての小学校二十六時間、中学校二十四時間というように想定されておるわけでございまして、現実法におきまして定数の算定率の問題でございますが、担当の政府委員から詳細お答えをいたします。

○政府委員(三角哲生君) ただいま大臣が申されましたように、昭和三十三年の標準法制定のときには、教員定数の積算基礎といたしまして、週当たり担当時間を小学校は二十六時間、中学校は二十四時間と、こう想定しておったわけでございまして。現行法におきまして定数の算定率は、三十三年の標準法の基本的な考え方の上に、第二次から第四次までの定数改善によりまして、小学校の専科教員定数の改善、小規模中学校におきまして免許外担当教員の解消、それから生徒指導担当教員定数の措置などの定数改善を行ってまいりましたので、五十二年現在では、教員一人当たりの教科担当授業時数は、小学校が二十二・四時間、中学校

が十七・九時間に減少しておるところでございます。勝又委員御指摘の、授業に對します必要な準備あるいは事後のいろいろな仕事、これは一つのところでございまして、私も前から拝聴しておるところでございます。昭和五十五年を初年度といたしまして第五次改善計画におきまして、小規模学校の専科教員定数あるいは免許外担当教員の解消等の定数改善を行っておりますので、これによりまして授業担当時間数というものはさらに若干減少していくであろうということを期待しておるような次第でございます。

○勝又武一君 これは局長にも昨年の十月二十三日にずいぶん指摘をいたしました。もう大分時間かれましたよ。恐らく二週間ぐらいい前、小・中・高別、校長、教頭、主任、他の教諭別、そして国立、公立、私立別に、しかも簡単な平均でなくて、受け持ち授業時間数ごとの、一時間刻みごとのパーセンテージ、これを出してくれという資料要求をいたしました。これ一枚ですよ、大臣、出てきたのは。大臣、これいつの調査ですか、五十二年。公立学校の主任というものは、ない、ないと言ったやつがやっとなってきたら、五十年、一行書いてあるだけでですよ。こんな程度のものを要求しているわけじゃないんですよ。これ、守秘義務ですか。あるいは調査をしていらつしやらないんですか。しかもこれは、何回もおっしゃっているけど、平均ですよ。単なる平均で、小学校が公立で二十二・四時間とか中学校が公立で十七・九時間というから、私はいつも文部省は雲の上の存在だと、こう言うわけですよ。あらゆるデータがそろってますよ、小学校で二十五時間から二十八時間、中学が二十二時間から二十五時間のこの層に圧倒的に多いというのは、この資料は具体的にどう私は何回も提起をしている。そういうことこそやるのが文部省の役割じゃないんですか。たとえば、ゆとりというところがありますね。このこともきわめて抽象的にしか書いてない。しかし、ゆとりの時間というのは文部省はどう指導されたのか。本来、ゆとりとは文字どおり子供と教師に

ゆとりのある自由な時間を持たせるといふことじゃないんですか、教育的な観点からは。ところが実際には、現場では四十五分の授業が五十分授業となつた。ゆとりを特設するためのモデル競争、アイデア競争、これが拍車をかけて、以前よりゆとりがなくなつてきている。これはもう朝日、毎日、読売等の大新聞がみんな指摘しているところじゃないんですか。むしろそういう意味では四十名を三十五名に、教員の受け持ち担当時間数を減らす、そういう教育条件の整備ということが、当然教育基本法で明らかにされている、文部省や教育委員会に課せられた責任と義務じゃないですか。大臣いかがですか。

○国務大臣(田中龍夫君) ゆとりの時間の活用の実態につきましては、去年の六月の調査の結果では、ほとんどが学校で創意を生かした時間で特別な活動を実施したり、あるいはまた休憩や給食の時間を増すなど、その時間の活用についてはいろいろとやっておるようには聞き及んでおりますが、現場の実態につきましてはいろいろと学校学校にによって違つてございまして、われわれの方といたしましてはその時間をかように考えておるということとは御案内のとおりでございます。

なお、詳細なことにつきましては責任の局長からお答えいたします。

○勝又武一君 局長、ちょっとお待ちください。局長答弁の前に、局長が何回も認めていらつしやいますね、勤務時間中、授業一時間に対して教材研究の自主的な研究時間を一時間確保する。そのことだけでいいから答えてください。それを文部省として本気でやるために、どういふ調査をし、どういふように指導されるのか。そこだけお答えください。

○政府委員(三角哲生君) ただいま、前回あるいはその前からの勝又委員のお考えと申しますか、御主張でございますが、これは私もはそういうことは望ましいことである、こう思つておるわけでございますが、必ずしも全部一律にそれですべてを律しなきゃならないかどうかは、これは現実の

いろいろな教育現場の姿があると思ひますので、その辺のところは、言葉はよくないかもしれませんが、若干の留保ということもあり得るかと思ひておきます。

それと、それに対応する調査と申しますか、こういうことでございますが、委員の方に差し上げました資料は、これは五十二年の十月一日の教員統計調査でございますが、これは大臣官房の調査専門の部局におきまして、ずっと以前から三年に一遍というインターバルで継続的に調査をしておるものでございますので、現時点はちょうどい

ば端境期みたいなときでございます、これが一番新しい資料である、こういうことでござい

す。主任の資料は、当時の必要から事務的に各府県を通じて調べたものでございまして、その後はこういう調査をしておらない、こういうことでございまして、別に守秘義務とかそういうことは考

えておるわけではございません。こういった調査もかなりやり方によりまして悉皆の調査になりますと教育委員会あるいは現場の手を煩わすことが多

うございまして、そういうことでそういう度合いを考えながらやっておりますでございます。

五十五年の調査もいま恐らくまとめておることだと思ひますので、そういった調査の結果をまた見ながら、勝又委員御指摘の問題に対する私ども

のいろいろな考えを検討してまいりたい、こう思

つておきます。

○勝又武一君 戦後三十数年になります、戦後の教育を考へてみますと、経済の発展と政治の動向とにきわめて緊密な関係があり、そして経済の発展に反比例して教育の荒廃が進んでおる、そ

ういふように私は思ひます。世界一流の経済大国と発展している、それは事実だと思ひます。

そしてまた、自分の子供だけはエリートコースに乗せたいという親の願ひ、それが受験競争、受験戦争を激化させておる、家庭教育や社会教育をお

ぐれさせておる。そしていま、政界や財界が余りにも強く教育の分野に介入をしてきておる、こ

ういふ事実について大臣はどう思ひますか。

教育基本法にある「真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成」、その方針にまさにも逆行しつつあるのではないかと

思ひます。そういう意味で、少なくとも教育基本法の第十條にありまして「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われ

べきものである」、このことについて少なくとも教育内容にまできわめて介入をしてきておる現状を大臣はどういう決意で防ごうとなさ

つておられるか、お聞かせいただきたいわけ

です。○國務大臣(田中龍夫君) 御案内のとおり、日本

の地位というものは日進月歩、非常な躍進を遂げておられますし、そののみならず、全世界の状

況というものは目まぐるしい姿において回

転をいたしておる中に日本の教育というものを進めてま

いるわれわれの責任というものは非常に重大であ

ると思ひます。この先生のおっしゃいました中

に他の勢力の教育に対する支配というやうな御意

見もございまして、やはり教育とて社会の中

にありまして一つの部門でございまして、この客観

的な環境の非常なスピードな回転やあるいは価値観というもののいろいろと変わつてまい

ります中におきまして、少なくとも文部省におきま

すわれわれの行政というものは、真剣に取り組み

ながらいろいろな御批判、評価もありましようが、

私も責任者といひまして全力を尽くし、また職員一同もよくやっていると、かように考へておる次第でござい

ます。

○勝又武一君 少なくとも去年のいまごろとは違

いますよね。それは大臣よく御存じだと思ひ

ます。だから、去年と違ういまの時点ですうい

う教育基本法十條を守るといふ決意を、さうい

うとこそ所信表明で私は明らかにすべきだとい

うにこれは指摘をしておきたいと思ひます。

そこで次に、さういふ状況の中で、先ほども触

れましたが、教員の研究体制というものは一

体現場でどうなっているんだらうか。(資料を示

す)ここに全国連合小学校長会です、これは「全

国連合小学校長会研究紀要」、これによりま

しても、文部省、県教委が行う研修会にお

いては、いわゆる行政による研修回数が多過ぎる。学校現場を多

忙化させている。学校現場の実情には合

っていない。画一的に割り当てられる命令研修等々の批判

がこれぞいふ出ていますよ。一体、文部省

がこれぞいふ出ていますよ。一体、文部省

がこれぞいふ出ていますよ。一体、文部省

がこれぞいふ出ていますよ。一体、文部省

がこれぞいふ出ていますよ。一体、文部省

がこれぞいふ出ていますよ。一体、文部省

がこれぞいふ出ていますよ。一体、文部省

がこれぞいふ出ていますよ。一体、文部省

りである。一、日本国語教育学会から始まって全国連合小学校長会、全日本中学校長会、日本教育会、全国海外教育事情研究会、こうあるわけですよ。これを要求したんじゃないやせん。何でこの程度のもが出せられないんですか。大臣。各団体ごとの具体的な金額まで入れたのを当然提出すべきじゃないんですか。そしてたとえ、こういうものが出されない理由もあると思いますが、教育会とか校長会、こういうものに出ていますね。そして、教育研究をまじめにやっている団体に出していない。しかも、聞くところにより、文部省だけでも百万とか二百万とかというのをどこかの勢力がつけたとかつけないとか、何千という団体に出しているとか、これはもう尾ひれがついて、それこそまさに一般的、社会的な事実となっているんじゃないですか。こういうものこそもっと明らかにして、本当に必要なところの団体には出す、必要でないところには出さない、まず一番最初にこの辺からやるべきじゃないんですか、いかがですか。

○国務大臣(田中龍夫) ただいま先生が御指摘のような御要望に對しましては当然お答えをしなければならぬのでありまして、格別積極的に公表はいたしておりませんけれども、方針としては公表しないというようなことではないんであります。従来からの資料の御要求に際しまして、補助団体等の数が多いので主な研究団体については作成した提出してあると存じておりましたが、この点につきましてはただいま申し上げたように御要望におこたえをいたしたいと、かように考えるわけであります。

○勝又武一君 それでは、これは後で大臣明細を出されるということですね。出していただけませんか。

○政府委員(三角哲生君) 委員のお手元に差し上げたものと存じます。

○勝又武一君 それでは、それを拝見してからまた別の機会に具体的にお聞きをしたいと思います。

さらに教育研究グループ補助というのがあるわけですね。これは昨年の十月二十三日の本文教委員会で私は指摘をいたしました。自主的な職場の自由なグループに対して出されるんですね。お聞きをしたら、局長はそうですとお答えになった。ところがこの予算書を見ますと、全国で五十五グループだけに対する補助とある。全国五十五グループで自由に形成をされたグループの一体どこにどう公平に補助ができるんですか。私が十月指摘をしたように、県や市の教育委員会がコントロールをしてそこでされたものも出すというのは歴然としてくるんじゃないですか、いかがですか。

○政府委員(三角哲生君) 御指摘の教育研究グループ奨励事業は五十六年度は若干ふやしましたですが、一県市当たり三十グループという積算になっております。そのグループの選定と申しますか、これは県の方にお願ひしてやる、こういう考えで進めておるのでございます。

○勝又武一君 これ、一つずつ見ていくとこれだけで本間に二時間ぐらゐ終わっちゃうそうなんですけれども。研修センター設置費の補助とか研究指定校とか、本間に現場では校長会でさえ指摘するようなのをみないままでもどおり出しているんですよ。そして今度は逆に、大臣、公立学校施設整備費を見ますと、危険校舎、小・中・高校校舎等を含めて昨年より四百五十億減額をしております。小学校の児童減、危険校舎の減少が理由だとこうおっしゃっているんですけれども、実態と余りにも違うんじゃないですか。まさにこれは政治的な減額をした理由がほかにあるんじゃないんですか。大臣いかがですか。

○国務大臣(田中龍夫) このいまのいろいろと研究、研修等につきましては自発的なあれにつきましては、文部省といたしましては教育研究団体とか教育研究グループの研究活動を大いに期待いたしておりますのでありまして、決してそういうふうな御指摘のようなあれのものではないと思ひます。

○勝又武一君 大臣、私立大学についてお聞きをしますが、経費補助額は二千八百三十五億、二百三十億円の増となっております。この十年間で二十倍ですね。お聞きをしたいのは、莫大な黒字を出している私立大学にも莫大な補助金がなされている、この点についてどう思われるのか。入学者から何千万というような寄付金や学費を納めさせている大学についても同じ方法の補助金配分ということが妥当なのかどうか、一体これらの点をどう改善をなさる決意なのか、こういう当面の重要課題についても所信表明で一言も触れていないというのは一体どういうお考えなのかお聞かせをいただきたい。

○国務大臣(田中龍夫) 所信表明におきまして、私も、私立大学というものの、なかなか理科系におきましては経費のかかる問題でございまして、年度予算におきましてはこの補助につきましては非常に努力をいたしたのであります。またまた新聞等で出ましたような事件が起りましたことは非常に残念でございまして、なおまた一般補助におきましては、私立大学ごととに専任教員数でありますとか専任職員数及び学生数にそれぞれ所定の単価を乗じまして得た標準補助額を当該私立大学ごとに教育条件を考慮した係数で調整して配分いたしましたものでありまして、あるいはまた特別補助におきましても大学院教員や夜間部等における教員等に着眼いたしまして増額補助を行った次第でありまして、私立大学等が自主的に教育条件を高めるように配慮もいたしておるところでございます。

現行のこういうふうな補助金の配分方法というものは基本的には適切なものと考えておりますが、巷間伝えられるようないろんなものにつきましては、たまたまただいたいが入学試験の受験期でございまして、受験が終わりました段階におきまして各大学を招致いたしまして厳重にこれに對します調査もし、また措置をとりたい、かように考えております。そのことは今朝の記者会見でも私から各社に通達をいたしましたような次第でございます。

○勝又武一君 受験が終わるのを待っていた慎重な配慮だという意味合いだと思ひますが、具体的にいまから着手されるということですから具体的にお聞きをいたします。

この北里大の虚偽の会計報告だけではなくて、もう私立医大の金権体質というものは目を覆うものがあるという社会的な指摘がありますね。それについて識者の人たちが言っているのは、まさに私立大学の経理の公開、学校法人会計基準の改正、補助金の奨学金切りかえ、この最低三つが必要だということをおっしゃっているわけですね。まさに、いまそういう意味で、私大の経理の公開の問題、特に文部省としてはこの学校法人の会計基準の改正、これについては少なくとも商法並みの監査法人による監査の義務化とか、そういう点で再度こういうことが起きないように、社会的な批判を払拭できるように、大臣としては、この際これらの三点について具体的に対処すべきだと考えますが、いかがですか。

○政府委員(吉田壽雄君) いま先生の御指摘になられました三点についてでございますが、まず経理の公開というところでございまして、これにつきましては私も従前から各大学が自主的な判断をされて必要な大学の経理を大学の関係者に明らかにするといふふうに指導してまいりましたところでございます。したがって、私どもは現在各大学についていろいろと見ておりますと、それぞれ大学がいろいろと考えられまして、たとえば最も多いのは、学内公報等におきまして大学の予算なりあるいは決算等を掲載いたしましてそうして学関係者にこれを周知している、そういうようなケースが多いわけでございます。そういうようなことで、私どもは今後とも経理の公開につきましては、各大学が必要に応じて関係者に明らかにされるということをお願いいたしているところでございます。

さらに第二点の会計基準の改定ということでございますけれども、この会計基準につきまして

は、私も平素から学識経験者によります研究調査を続行いたしております。必要の都度、部分的ではございますけれども文部省の会計基準を改正してまいりましたところでございます。この点につきましては今後ともその改正のために引き続き調査研究を進めてまいりたい。で、その結果によりまして、必要の都度、文部省令の会計基準を改正してまいりたいというふうに考えております。

それから第三点の、経常費助成をやめて奨学金への切りかえという御指摘でございます。この点につきましては、私も現在私立学校振興助成法によりまして経常費助成を行っているわけでございます。これによって各大学等の教育研究水準の維持向上を図る、あるいは父母の負担軽減に資する、いさそういうようなことをねらって現在法律に基づく経常費助成が行われて、現在経常費の総額の約三〇〇程度の割合の国庫補助を行っているところでございます。しかしながら、これにつきましてはなお私も今後これを拡充する必要があると考えております。一方において日本育英会による奨学事業もあるわけでございます。

あるいはまた、私立大学ごとの私立奨学事業に対する助成も文部省として行っている、こういうようなことでございますので、私も一挙に奨学金への切りかえというようなことは現在のところ考えておられない。当面はやはり私も、この私大経常費助成の拡充に力をいたすべきであるというふうに考えておるわけでございます。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいま私が申し上げました言葉でちよつと言ひ違ひがございす。各新聞社に対して通達をしたというように言ひましたことは新聞社に報告をした、こういうことでございますから、どうぞあしからず。

○勝又武一君 所信表明の質問でやや多岐にわたりましたけれども、私は所信と予算を総括しまして、昭和四十年から昭和五十六年までの過去十五年間に及ぶ文部予算と国の一般会計予算との対前年度の伸び率との比較、それから昭和四十年を

〇〇とした場合の指数での比較をしてみますと、いずれも大幅に文教予算が激減をしているのが一目瞭然です。まさに、経済と財政が優先をし教育が軽視をされている、教育が政治に屈服をしている、こういう点が見られるわけですね。そこで、戦後教育が経済優先、拝金主義に陥っている、もうまさに教育がむしろ後進に陥っている、もうさう思ふんですが、そういう意味で、特に昭和三十五年以降の高度経済成長政策以来の傾向が著しくなっている。そして教科書制度が無償になることと広域採択制度が抱き合わせになつてきている。そして、いま教科書問題がやかましくなつてきている。

ここで、教科書問題に入る前に大臣に率直にお伺ひしたいのは、すべてこういう経済優先、教育軽視、すべてが拝金主義、金が一番の問題になる。本来教育というものはそういうものであつては私はいけないうように思ひます。他の目的のために教育が毒されてはいけないうように考えます。そういう点で、大臣はどういう見解をお持ちですか。

○国務大臣(田中龍夫君) 先生方と御一緒に教科書の問題を主張いたしまする際にも、経済その他の問題と文教政策というものは本質を異にするものだということを主張してまいりましたことは御案内のとおりでございますが、他方また、日本の国全体の財政というものが非常に厳しい姿であります。これも御了承いただけたらと思ふんであります。

で、五十六年度の文部省の所管予算でございますが、五十五年度に對しましては四・七%増の四兆四千六百八十七億と相なつておりますが、この伸び率は近年にない厳しいものとなつたことはお話しのとおりであります。一般会計歳出から国債償還等地方交付税の交付金を除きました一般歳出の伸び率は四・三%でございます。これに比較しますれば、なお相対的には若干の伸びがあつたといふことを申すのであります。しかしながら、減つておりますことは事実でありまして、伸び率が若干、四・三に比べて四・七だといふことを申し

上げてまいさかおもはゆい感じてございす。が、しかしながら、五十六年度の文部省所管の予算の内容について見ますれば、厳しい財政事情のもとにありまして、なおわれわれの主張というもの、あるいは教育に学術に文化に貫いておりますことは御案内のとおりでありまして、ただいま申しました義務教育の教科書の無償給付の問題でありますとか、第五次学級編制、教職員の定数改善計画に基づく教職員定数の確保でありますとか、あるいは私学助成の充実、科学研究費の充実、専門教育大学及び産学連携大学の創設、教育、学術、文化等の国際交流の推進等、文教施策の充実に努めてまいりましたことは先生よく御承知いただけると存じます。かような中に、苦しい財政の中ではあります。われわれはより高い次元に立ちまして文教というものを考えていかなければならない。

なお、本間にいまや国際的にも非常に厳しい日本の環境下にありまして、人の心と申しますか、本当の精神的な問題を深く反省しなければならぬ段階におきまします文教予算というものは、私はあくまでも守つていかなければならない、かような覚悟でございす。

○勝又武一君 ここに、少し古いですが、OECD教育調査団が一九七〇年に来日をした報告、「日本の教育政策」というのがございす。この中に、「日本の教育は経済というアウトプットのためのインプットと見られていた」、こういう指摘が一つございす。なお、調査団の一人でありましたフランスの元首相、エドガー・フォール氏は、「経済という機関車に連結されている「教育」という車両をいまや機関車から引き離すべき時期に差しかかつてきている」、こういう指摘を一九七〇年、つまり十年前にしているわけですね。私は、そうでなくって、ますます経済と政治に教育が引張り回されてきたからいまこうなつてきている、こう思ひますけれども、大臣の見解はいかがですか。

○国務大臣(田中龍夫君) 御案内のとおり、十八世紀から二十世紀に至る日本の過程というものは、非常にやはり同じような国際的な厳しい中におきまして、日本を引っ張つてこれを今日のようなりつぱな日本にいたしましたのは教育の力であつた、かように評されておるのでございす。ただいま先生の御指摘の外国の文献等にいろいろございしようが、私は、少なくともあの敗戦の中からはきよりの日本をつくり上げたのはやはり教育の力であつた、教育というものの基礎の上にいろいろな文明開化も行われ、あるいは戦後の新しい学術、文化の興隆もあつた、その基礎をなすものはやはり教育である、この点については変わりないものである、また今後ともそうでなければならぬ、かように考えております。

○勝又武一君 教科書問題について二、三具體的にお聞きをしたいと思ひます。まず最初に、公正取引委員会にお伺ひをいたします。

昨年の三月十四日の予算委員会の総括質問で、私が教科書協会発行によりますこのしおりの中に「ある「教科書の体様について」という業者の談話による取り決めの独禁法違反ではないか」という質問をいたしました。この日に橋口公正取引委員長は独禁法上問題があると答弁をされ、そして十月二十三日の当文教委員会でも奥村審査長が、文部省が発注者である、こういう考えから独禁法違反にはならないという意味の答弁をされました。それから私もいろいろ勉強してみました。教科書協会の検定にはだれもが参加できるわけですね。教科書会社というものは不特定多数であるわけですね。そういう段階で、文部省が発注者となり得るといふのは一体どういう根拠なんですか。

○説明員(相澤照美君) 事実の経緯はいま先生の御しやつたとおりでございます。私も、発注者として関与しているこの発注者と申し上げた意味を申し上げますと、教科書につきましては、ここにいわゆる文部省がこれを検定なさり、そして価格を認可するという行為をなさるほかに、市町村の教育委員会等で採択されました教科書につ

きましては、これを受けまして文部省でその発行業者を指定いたしました。発行すべき教科書の種類あるいは部数も指示してこれを一括購入するなど、購入取引の当事者になっておるわけでございます。こういう事実関係を総合勘案いたしました。文部省は発注購入者の立場であるというように認定したわけでございます。

○勝又武一君 そうしますと、二つ問題がありますね。業者指定をするから文部省が発注者になる。しかし、検定に通つてすぐに業者指定を文部省はしておられますね。一体この点は公取いかがですか。

それからもう一点、文部省が購入なさるといふ。確かに無償ですから、購入をして国庫支出をするのでしよう。しかし、それはあくまでも小中学校が義務教育だから、無償だから文部省が購入しますよね。高等学校は無償ではないでしよう。そうすると、高等学校の教科書について文部省が発注者となるというのはいかしくないでしようか。

○説明員(相場照美君) 発注者だと、こういうふうな理由で、二点ほど申し上げましたが、一つは、文部省が検定権限と申し上げますが、そういった教科書を検定する権限とか、あるいは価格を認可する権限とか、こういった権限と同時に、先ほど御質問ございましたように、発行者を指定して一括購入する。こういう二点を総合勘案いたしました。購入取引の当事者だと、こういうふうな認定したわけでございますが、二点のうち確かに後の一括購入という問題は、高等学校にについてはございせん。御指摘のとおりだと私考えておりますが、とはいえ、前段の権限といえますか、文部省の権限というふうなものはあるわけでございます。そういったこの本件につきましても、私ども問題にいたしましたのは、先ほど御指摘の先般の予算委員会、あるいは昨年の当委員会においていろいろ先生の御質問もございました。御指摘もございました直接の案件は、義務教育諸学校についての教科書の問題であつたかというように考えております。ただ、私どもとして調査をいた

します過程で、いろいろ高等学校についても検討すべき問題があつたのは事実でございます。以上でございます。

○勝又武一君 私は義務教育の小中学校のことしか聞いてないんじゃないです。教科書全般を論議をしてるんです。いまの後段の私の言った業者指定をすぐにしないという問題や、いまの無償だからという。高等学校は有償ですから、これらについてはきめてあつていいですね。私は納得できません。しかし、仮にいま公取がおつしやうていふようなあやふやないまの形形で、文部省が発注者だから独占禁止法違反にはならない。しかし、わが国は社会主義国と違つて自由主義国ですから、文部省が仮に発注者であっても国定教科書にはしてない。自由主義競争の原理に基づいて一定レベルの基準を確保するために検定制度を設けてるんじゃないですか。いかがですか。

○説明員(相場照美君) そのような趣旨であつたかと思つております。

○勝又武一君 そうしますと、当然公取としては、この検定制度というのはいくらでも守つていくということになりますね。そうですね。

○説明員(相場照美君) 検定制度を守るかどうか、これは文部行政の範疇の問題であらうかと思つております。公正取引委員会として介入すべき性質のものではないと、こういうふうな考えております。

○勝又武一君 しかし、公正取引委員会が、いま私が伺ひした程度のあやふやな文部省は発注者だといふ、しかし実質上の発注者といふのは教育委員会でしょう。採択委員会でしょう。文部省は発注者だといふても包括的な発注者であり、形式上の発注者にすぎないんじゃないですか。個々の検定審議会の検定基準を越えて文部省が関与するといふことになつたら独占禁止法違反となるんじゃないでしようか、いかがですか。

○説明員(相場照美君) 御趣旨よく理解できない面もございしますが、文部行政必ずしも明るくない

という点もございしようが、よく理解できない点もございしますが、文部省がいろいろそういうものに介入なさるといふこと自体が直ちに独占禁止法上問題がある。というのは、文部省自体が独占禁止法に違反するといふようなことは、これは独占禁止法の性格からしてございせん。ただ、そういった介入を受けた事業者の行為が場合によつては独占禁止法上問題になり得る場合があるといふ趣旨でございます。

○勝又武一君 表現の仕方が悪かつたですけれども、そういうことを含めまして、たとえば公取が、文部省が発注者だといふことを言ひ出したことによつて、実は私はほとんどない状況が生まれつたと思ひます。そういうことになりかねない状況だと思ひます。一体最初は、確かに発注は昨年の三月十四日ですよ。で、そのときにはこの独占禁止法違反の疑いがあるといふことを橋口公正取引委員長が言われたんです。この「教科書発行のしおり」に基づきましてね。そして皆さんそれから十月までいろいろ研究された。そして今度は独占禁止法違反ではないと言ひました。そして今度は独占禁止法違反ではないと言ひました。あつたのはつじつま合わせのようには聞かれないのです。そういう意味で文部省が発注者である、こういうことを言ひ出してきていふといふふうに思われてなりません。そのことは、結果的にいままさき私が指摘したような検定制度の問題を含めて、国定化に向けて、あるいは国定と同じことになつていく、そういう状況に、文部省が発注者だといふことを公取が言ひ出したがゆへになる心配があるわけですよ。そこまで公取は腹をくくつて文部省が発注者だといふことをおつしやうていふんですか。そういうふうな言ひ切つてよろしいですか。

○説明員(相場照美君) 私どもといたしまして、発注者だと、発注者であるといふことを一つの事件違反を構成しない理由の一つとして挙げているわけでございますが、発注者だといふことについて、そのういつた先生の深い御洞察、そういう意味は私どもも全く持つておりません。発注者である

がらそれが国定になつたか、あるいはそういうおそれがあるかといふような意味で私どもは、またこの可能性を示唆して私どもは使つていふといふようなことでは全くございせんので、この点は御了解いただきたいと思つております。

○勝又武一君 そうすると、だんだんますますわからなくなつてきた。そうすると、いままであなたのおつしやうていた公取の見解というのは本当に公取委員長の正式の見解なんですか。公取を代表された正式の公取の代表意見だといふようにここで確認してよろしいのでしようか。

○説明員(相場照美君) そのとおりでございます。

○勝又武一君 そうしますと、私はもう一回、あなたが最後におつしやうた国定化に向けてのそういう検定制度の根幹に触れるようなことまでなるといううな心配を持つて言つたんじゃないんだと、こつちおつしやうていふんですから、まさにそういう意味ではもう一度、昨年の三月十四日の総括質問の際に予算委員会が指摘をしたように、あの時点にもう一回立ち戻りまして、そういう場でのいろいろな状況を指摘しておりますから、再度もう一回公取委員長の見解を明らかにすべきだと、三月十四日に独占禁止法上この業者が談合をやつていふという事実は認めていらつしやるんですから、この「発行のしおり」にある細かい規定はね、これはやっぱり独占禁止法上問題があるんだといふ昨年三月十四日の時点にもう一回立ち戻つて、公取としての検討を再度やり直していただきたい。そういうふうなことを強く要請をいたしたい。

○説明員(相場照美君) 御趣旨よくわかりました。ただ、私ども委員長は直接発注といふ言葉は使つておりません。この前の当委員会におきまして私ども担当課長がそのような発言をいたしましたわけでありまして、発言の趣旨は、外形的に見ましてそういう形態をとつていふからといふにすぎないわけでございます。深い意味を持つていふものではないでございます。ただ、私どもさらにつけ加えさ

す。

○説明員(相場照美君) 御趣旨よくわかりました。ただ、私ども委員長は直接発注といふ言葉は使つておりません。この前の当委員会におきまして私ども担当課長がそのような発言をいたしましたわけでありまして、発言の趣旨は、外形的に見ましてそういう形態をとつていふからといふにすぎないわけでございます。深い意味を持つていふものではないでございます。ただ、私どもさらにつけ加えさ

せていただきますと、そのような形態をとつてお
ります教科書の購入形態、購入体制といひます
か、それと加えて文部省当局で先ほどのページ数
とか装丁等の基準の制定、そういったものに關係
しておられるという両方の事態を認めまして、私
どもとしては全体として本件違反を構成しないとい
う結論に達したわけでございます、この二点
でございます、発注者だといひ認定、これは事
実上の問題でございますが、事実形態的に発注者
であるといふこと、それから文部省でいわれる
「しおり」といふこと、「めやす」といふこと、
かの作成に事実上關係しておられるという両方を
勘案いたしまして、本件について特に独占禁止法
上これを問擬しないという結論に達したわけでご
ざいます。発注者であるからという一つの理由
だけではございません。

以上補足させていただきますと思つておりま
す。

○勝又武一君 もう時間が—はかの問題もあり
ますからこれ以上差し控えますが、私がなぜ執
断にこの問題を昨年の三月以来取り上げてい
るか、国民の教育をいかにするかと、いかに
てこの教科書問題というものは重要だから、そ
れから、公取は公正な立場で公取本来の使命を達成す
べきだと、こう思ふから執断に言つていられるわけ
ですから、十分ひとつ先ほどの私の要望に沿つて再
検討していただきたいと思ひます。

次に警察庁にお伺いをいたします。

これも昨年の三月十四日と十月の二十三日と二
度にわたつて教科書採択をめぐる汚職、
供応等について質問をいたしました。警察庁は十
分な関心を持って対処すると答へられていたわけ
です。その後具体的にどういふような調査をなさ
つたのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○説明員(漆間英治君) 御質問の件につきま
しては、確かに昨年の三月十四日の参議院の予算委員
会とそれから十月二十三日の参議院の文教委員会
におきまして勝又先生から再度御質問がございま

した。その都度いま御質問にありましたような御
答弁を申し上げております。それを受けて、
私どもの方もそういう御質問があつたということ
と、その内容、それからそれに関連してさまざま
報道があるということも添えて、都道府県警察の
この問題を担当しております捜査二課という主管
する部門がございまして、そこへそのような内容
の連絡をしております。その後、事柄がどうい
う事柄でございまして、捜査をいたしましたから直
ちにすぐ検挙に至るといふようなことはございま
せんけれども、各都道府県警察とともに現在でも十
分な関心を持って対処していることに変わりはご
ざいせん。

また、ごく最近におきまして、予算委員会に
おきまして玉置先生からもこの問題について御質
問がございまして、そういう意味も兼ねて各都道
府県警察から主管の課長が事務連絡等で上京いた
します折にもこの問題について関心を持って十分
に実態を見きわめるように、そういうような指示
をいたしているところでございます。

○勝又武一君 一人五千円の商品券を授受した、
あるいは研究会援助の名目の会費の負担もして
いる、これは新聞社には投書が来ている。少なく
とも金品の提供なら酒食の供応に当たるんじゃない
ですか。そして、いま各県の捜査二課とおつし
やつたでしよう、各県の捜査二課とこの道はま
さにこの道のベテランです。何で、新聞社に
このくらのものがみな来ているのに、各県の
捜査二課が、一番専門の—はかのことはすこ
うじゃないですか、捜査二課がやつていらつしや
うぐらひにさへ捜査二課の方なら思つてしま
うべきだといふように思ひますけれども、何でも
うと真剣にこの辺は当たらないんですか。

○説明員(漆間英治君) 御承知のように、この問
題に關して既に犯罪があるといひますと、ただ
いま御質問にもありましたように、刑法で申しま
すと贈賄罪という罪名が一般的じゃないかろうか
と考へますが、その罪名は御承知のように贈つた

方も贈られた方もともに罰せられるいわゆる必要
の共犯でございます。このために、その新聞社に
は既に投書等でそういう情報が入つてくる場合で
ありまして、警察が調査に参りますとなかなか
これはその実態がわからない、言つた方もうつか
りすれば自分も罰せられるといふことでございま
すので、そういう意味でこの事件特有の情報収集
のむづかしさがあるわけでありまして、したがいま
して、十分な関心を持って対処していることは問
違ひございませんけれども、といつて直ちに結果
が出るという性質のものでないことについて御理
解をいただきたいといふふうに考へます。

○勝又武一君 まあ民主社会です。朝日、毎
日、読売等の大新聞がこの問題を一大キャンペ
ンを張られていることも御承知のとおりです。そ
うしてまた、毎日、朝日等は具体的に書い
ていらつしやいます。だから、それを説く國
民はどう思ふでしょうか。警察はなめられてい
るんじゃないか、教育がないがしろにされてい
るんじゃないか、データーがないと言つてもデ
ータはそろつていないんじゃないか、調べようとす
る気がないからやらぬのじゃないかという國民の
不信感が生じている。私は、やっぱり警察庁とい
うのはこの國民の不信感をどう払拭するのか、國民
の期待にどうこたへるのか、このことが民主社会
というのにはなけいばいけないといふように思つて
います。そういう意味で、たとえば昭和三十六年
の大坂の教科書事件というのがございまして、こ
れは一人五千円の商品券の授受でしよう。それで
起訴されているわけですよ。ますますもつて本
当に警察にやる気があるのかないのか、再度重
てお伺いします。

○説明員(漆間英治君) 私どもの基本的な態度は
まさに先生御指摘になつたような立場でございま
して、その点には全く変わりはないと思ひます。た
だ、事柄が犯罪捜査といふことでございまして、
で、その事柄の判断をしていきます場合に、あく
までも証拠に基づいて判断をしていくといふよう
いう捜査機関特有のむづかしい立場にあることも

御理解いただきたいと思つております。

○勝又武一君 捜査二課がやつていらつしやるの
は、たまたまこの新聞に出ただけでも、ある県
は五百萬、ある県は五千萬、ある県は五億と、ち
やうど五百萬、五千萬、五億とまさに符合したよ
うな数字がありました。この教科書の販売合
戦の営業費といふのは定額の三〇〇が使われてい
るといふのが教科書業界の常識だといふわけでは
ない。四百億の三〇〇は二百二十億です。今度は
四百五十億ですから百三十五億です。このま
さに巨額な金が國民の税金から払われているわけ
ですよ。そして、それが教科書の販売合戦のため
に使われているといふわけですよ。これは私は大
変な数字だと思ひます。そしてまた、國民の
不信感を除くにはどうするか、有効な事実があれ
ば適応に厳正に処理するといふように公取はおつ
しやつていられるんですね。

もう一つ、これは公取にもお聞きしますけれど
も、両方にお伺いしたいんだけど、有効な事
実があれば厳正に処理するといふように公取は答
えられているんですけど、公取としても本気で
有効な事実といふことが具体的に幾つか出てい
るんですからね。本気でやりやうになる気があれば、
有効な事実といふのがいまま幾つか指摘されてい
る中だけに、厳正に処理するといふことをひ
どつ具体的におやりになつていただきたいと思ひ
ますけれどもいかがですか、両方にお伺いしま
す。

○説明員(相場照美君) 先生の御承知のとおり、
私も昭和三十一年に教科書業界における特定の不
公正な取引方法といふことで、いま先生御指摘の
ような行為を禁止したといふわけでございま
す。したがいまして、この禁止行為に触れれば、
私どもとしてはこれを違反行為として規制する立
場にあるわけでございます。現に昭和三十八年に
は何件かの措置をとつたわけでございますが、以
来、特に昨年来、先生からの御指摘もございま
すし、私どもとしても監視を強化しているつもりで
ございますが、現在までのところ有効な端緒とい

いますか、事件と思われる事件の端緒に接していないというのが実態でございます。もちろん、違反行為につきまして端緒を得ましたならば、私どもとしては厳正にこれはもちろん対処する考え方でございます。

○説明員(澤間英治君) ただいまの御質問の点に関連しまして、たとえば教科書の売り込みに従事している方たちの側面座談会というのを読んでみましても、やはりその中に御質問にあるような、いろいろなさまざまなことが行われているやに書かれてあるわけでありまして、そういうようなことも含めまして、いま警察には関心を持つようにと、いろいろを言っておりますので、その結果、証拠上、公務員が職務に関して賄賂を受受したというような形態に当たるような行為を事実として把握いたしますれば厳正に対処することは当然のことでございます。

○勝又武一君 大臣にお伺いいたします。――警察と公取の方は結構です。

いままでお聞きをしましたように、この広域採択制度というのは非常に大きな問題をばらんでおる、そのことを昨年の予算委員会でも私は指摘をいたしました。大平総理は、こういうような問題のある採択制度ということについて文部当局に検討をさせるという確約をされたわけですが、ちょうど一年たつわけですけれども、文部当局がどういう具体的な採択制度について検討されたのかお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(田中龍夫君) 就任前のことでもございますので、政府委員からお答えいたします。

○政府委員(三角哲生君) 私どもは、やはり現在の広域採択制度というものがいろいろな理由でやっておりますのでございまして、これは、まあいろいろございまして、たとえば地区内の先生たちの学習指導あるいは教科書の活用に関するいろいろな研究に便利である、あるいは地域内の子供たち相互のいろいろな教育上の展開をなす上にも共通の教科書であるということが有利である、あるいは価格の合理化、さらには供給の円滑

化等の問題もございまして、そういうことから、私どもとしては現在においては定着しておると思っております。検討はいたしたわけではございますけれども、この制度の趣旨がやはり生かされておるもので、なおこの制度で続けたい、こういうふうに思っておりますのでございまして。

それから、先ほど来御指摘のようないろいろな弊害面も、これはもしあるとすれば大変よくないことでございまして、これはやはり当事者としては十分にそういう点は自覚していただかなければなりませんし、それから私どもはそういったことに至る以前の宣伝行為等につきましても、前から通達を出しまして各発行会社に対してきちんとした営業活動をやるということを指導しておりますのでございまして。

○勝又武一君 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、いわゆる無償措置法がございまして。

私は、最近教科書問題がばかにいろいろ各方面で出ておりますので、もう一度この無償措置法を読み直してみました。まさにこの法律の名称のとおり、教科書の無償措置に関することが規定をされておるわけですが、しかし、この中に十二条、十三条、十四条、要するに採択地区に関することだけが無償と何にも関係のない全く異質のもの、これだけが唐突とした形でこの法律には挿入されているわけですが、一体採択制度ということがこの無償措置法に挿入をされた理由というのは一体何なのか。無償にする代償として広域採択を抱き合わせるにしようというようにしか理解されないんです。が、そうなのか、あるいは言い方を換えれば、学校採択という従来の教員の採択権というものを取り上げるために無償にしたのか、大臣いかがですか。

○国務大臣(田中龍夫君) よい教科書を育てるためには広域採択をどう考えるかというお話のようでございますが、広域採択の制度というものが教師の学習指導及び教科書に関する共同研究の便宜

でありまして、あるいは地域内の転学に際しての便利でありまして、教科書価格の合理化に資するとか、それからまた教科書供給の円滑に資するといったような、こういう理由からとらえたものでございまして、現在におきましては定着しておりますし、制度の趣旨は十分に生かされておると存じます。

私がかつて県知事時代におきましても、教科書の売り込みというのはシロクンによりましては大変なものであったことを思い出しております。定着いたしましたから、ようやく安定いたしましたおるような気がいたしますので、これはいい制度である、かように考えております。

○勝又武一君 私の質問と全然違っちゃっているわけですが、なぜ入れたのかお聞きしたいんです。

そこで、小中は無償だから広域採択になっておりますよね。高等学校は有償だから従来どおり学校採択のままです。つまり、もうここで明らかですね。無償だから引きかえに広域採択になっているという、この現実が最もいい証拠だと思えますけど、この辺はどんなにお考えになりますか。

○政府委員(三角哲生君) 勝又委員御指摘の無償措置法に書かれてあるのでもございますが、無償措置の円滑な実施に資するため、義務教育諸学校の教科用図書の採択及び発行制度を整備する、こういうことでございまして、やはりこの無償の制度によりまして採択あるいは供給、これができるだけ円滑に実施をいたしまして、どんな奥地にありましてでも新学期の初めには新しい教科書が行き届くと、こういうことを確保するための一つの仕組みでございまして。

○勝又武一君 だから、抱き合わせじゃないかと申しているんですよ。お答えください。つまり、高等学校は無償制度でないから学校採択でしょう。小中は無償だから広域採択にしようとしたんだと、抱き合わせになっているんだと。高等学校

には学校採択、教員の採択権というのは残ってますよね。ところが、小中の方はやはり学校での採択権はない、広域採択になってしまっている。それは無償だ。つまり抱き合わせにやっただけでしょう。非常に端的に聞けばそうじゃないかと聞いているんですよ。

○政府委員(三角哲生君) 抱き合わせという言葉を考えますと、何か非常にいい物に余り大したものがいない物をくっつけて売るとか、そういう感じがいたしますけれども、そういう意味で抱き合わせというわけではございません。やはり教科書の無償というのと、それから、こういう採択、供給の制度、これはやはりそれぞれいろいろ考えて、こういう二つのことが一つの法律に入っております、こういうふうな考えておりました。高等学校はやはり勝又委員先刻御承知のように、非常に教科用図書の教育の内容が多岐にわたっておりますし、多様でございまして、それから同一の教科におきましても、学校によりましては、若干何と申しますか教育の水準を高めるような教科書、高いといえますか水準の高い教科書を使う、あるいは学校によりましては生徒の実情に応じて少しやさしい教科書を使うというようにございまして、義務教育に比べますと非常に多様化しております。そういうこともございまして、一概に無償といまのこういう採択制度とおっしゃいますような抱き合わせというふうには考えておらないわけでございます。

○勝又武一君 百歩譲りまして、この無償法のいまの一条及び受けた十二条は採択地区を設けようという規定だけですね。一条の方は「採択及び発行の制度を整備し」と、「整備し」です。書いてあるだけでございまして、十二条を読んでも十二条は採択地区を設けようという規定だけです。しかし、この採択地区が現在全国で四百九十六カ所、各県単位で見ますと七カ所から十カ所程度になっている。どうしてこのような広域採択になっちゃったんですか。

のメリットというものにつきましては、先ほど私からも、また大臣からも申し上げたようなことと
ございまして、それから、なおもう一つ事実関係と
いたしまして、今日の無償制度の実施以前におき
まして、一定地区においては同じ教科書を使う
ということがいろいろの意味で便利であるとい
うこと、そういうこと理由で郡、市等を単位とし
ます共同選択というものが事実上かなり広く行
われておる、そういう実績の上にも立って今日の姿
ができておるといふふうに考えておるのでござい
ます。

○勝又武一君 十二条に基づく採択地区をさらに
細分化するということは現行法のもとでもでき
るんじゃないんですか。再検討するということは
できるんじゃないんですか。いかがですか。

○政府委員(三角哲生君) やはり十二条の第一項
にございまして、これは採択都道府県の区域
について、市もしくは郡の区域またはこれらの区
域をあわせた地域に地区を設定するということ
でございまして、一番小さな単位が市または郡と
いうことでございまして、ですから、変更するとい
うことは二つの郡別々にやつのを一つにするとい
うようなことはあり得るか存じます。

○勝又武一君 無償給付が始まりました昭和三十
八年に教科書会社というのが小学校で二十三社、
これが現在十六社です。同様に中学では四十二社
が現在二十二社と激減をしております。五十五種類
の教科書が減っております。現在中学で十一種目
七種目が五〇以上のシェアを占めております。今度
の中学の地図帳で言いますと、A社は四百九十六
の採択地区のうち四百九十五地区、百七十四万
九千八百二十三部、九九・九四、B社は一地区
で千六十九部、〇・〇六です。まさにこれでは
広域採択制度が教科書の国定化になっていくと、
こういうように事実の上で思われますけれども、い
かがですか。

○政府委員(三角哲生君) これまでの推移はただ
いま勝又委員おっしゃったとおりであると思
います。

ます。ただ、これは広域採択の結果としてこうな
ったかどうかは即断できない事柄ではないかと思
うのでございまして。

それから、教科書の発行業者が余り多いとこれ
は非常に乱立ではないかという御意見も他
方にもございまして、また余り少ないという
学習指導要領の幅の中における多様な教科書が期
待できないではないかということもござい
まして、どのあたりが適当かと考えることは非常に
ずかしい問題でございまして、私も、私も教科
書を検定する立場におきましては、その辺の
ろは余りはつきりした物の言い方はいたさない方
が適当であらう、こういうふうな考えでござい
ますが、いざにしまして、現在の採択制度のもと
におきまして、その責任の立場にある教育委員会
というものがしつかりと教科書につきま
てを執行しまして、それぞれの地域なり学校なりの実
情、実態に最も合った教科書を純粋な意味で選定
をして採択をしていってほしい。その結果と
して、何種類かのいい教科書が競い合うという姿
になるのが望ましいというふうに考えておるので
ございまして。

○勝又武一君 広域採択と売り込み合戦が教科書
の会社を減らし、教科書の種類を減らしてきてい
るというのには歴史的な事実じゃないです
か。しかも教科書だけではありませぬ。それに
参考書、ワークブックなどの教材が独占的な教科
書とワンセットになっている、それが大きな弊害
を呼んでいるというのにはまさに世論の指摘じゃな
いんですか。そしてそのことが供応、汚職の犯罪を
生んでいる。広域採択が汚職の根源になってい
る。これもまさに社会的な事実だし、それがもう
国定化の方向に進みつつあるという、傾向として
なりつつあるということもそのとおりじゃないで
すか。

大臣にお伺いしますけど、まさに歴史は繰り返
すというわけですね。現在の状況が明治の中ご
ろによく似ているというお話がよくあります。教
科書会社は明治二十年に広域採択となっている。

そして明治三十五年に教科書汚職事件が起きて、
翌三十六年一挙に国定化が断行されているわけ
ですよ。こういう状況を見ますと、いまの大臣の責
任というのは私はきわめて重要だ、そう思うわけ
です。歴史を繰り返さないために、この国定化に
進みつつある広域採択制度の再検討と同時に、絶
対国定化にはしないという御決意のほどを承りた
いわけですね。

○国務大臣(田中龍夫君) 文部省といたしまして
は、法令によって決められた現行の検定制度とい
うものを通じまして、教科書が適切なものとな
りますように努力をいたします。国定ということ
は考えておりません。同時にまた、広域採択とい
う問題と異なるいろいろな売り込み合戦とか、あるいは
ろんな汚職の問題とは私は先生の御指摘とは逆な
見解を持っておりますのでありまして、むしろ小
単位の学校の、終戦の後のようなああい
が、先ほど終わりにちょっと申しましたけれど
も、非常に教科書会社の売り込み合戦や何かい
んな問題を惹起いたしてある、そういう点で少な
くともそれを安定し、正常化する意味において、
広域採択ということがむしろよいのだと、かよう
に考えております。

○勝又武一君 検定の問題なんですけれども、少
なくとも検定後の教科書が書きかえられるとい
うのは不当だというふうに思いますけれども、い
かがでしょうか。教科書の内容について内閣が検
討をする、これも違法ではないか、そういうふう
に私は思いますが、この点はいかがですか。大臣、
いかがですか。

○政府委員(三角哲生君) 御指摘の事項につきま
しては、正誤訂正の問題に関連しておっしゃ
おられるのかと存じますが、検定規則では検定
を経た教科書につきまして誤記、誤植はもちろ
んございまして、統計資料の更新を必要とする
ものでございまして、その他学習を進める上に支
障を来すというふうな認められる記述を教科書
が発表をいたしましたときには、自主的に文部
大臣の方に正誤訂正の申請を行うということに

おりまして、そして文部省といたしましては、そ
の内容を検討の上、妥当なものについてはその承
認をいたすと、こういうこととございまして、
教科書につきましては常にその記述の正確性、客
観性等が要求され、非常に国民からの期待も多
うございまして、三年ごとの検定の中間の時期に
もそういう形で改善の措置ができるようにいた
してあると、こういうこととございまして。

○勝又武一君 何か、正誤訂正だとか、事実誤認
を直すだとか、統計が十年前で古いだとか、そ
んなことじゃないんですか。いま問題は、そん
なことは大臣も局長も先刻御存じのことじゃない
んですか。私が言っているのもそんなことじゃ
ない。現実にはいろいろさまたげな意見があるとい
うことは、いろいろの形で書かれるというふうな
ことがあたりまえじゃないかというのに対して、そ
ういうのは全部やめてしまえという意見がいまあ
るんじゃない。だからいろいろいま問題になって
いるんじゃない。そして教育基本法、学校教育
法、学習指導要領に準拠した検定基準そのものさ
え変えようと言っている、こういう事態だから
大きな問題に教科書問題がなっているんでしょ
う。私はいまの局長のようなそういう答弁ではな
くて、もっとやっぱりこれ基本に触れていただき
たいんです。そういう意味で、公取や警察や文部
当局にも聞いていただきましたけれども、率直に大臣に
伺いたいわけですね。

私は、教科書会社というのはやっぱり利潤最優
先、売るためには何をやっていいかという風潮
がいまあると思います。そういう意味では完全な
コモーションリズムです。子供のための教科書がい
まの状況ではできるはずがないと思っております。
子供と親の方は学歴主義と受験準備教育にど
つぶりつかけられてる。高校はまた、この大学の
入試序列で一流、二流、三流と格差つけられて
いる。週刊誌が書いていますよ。東大に入学して
いる学生の父母の収入が一体どのくらいか、年間
収入がどのくらいか、年収三百万以下の人

何人入っているのか。ある特定の私学から幾人入っているかというのを全部発表しているでしよう。東大の医者になるコースも百人でしたか、そのうちの約四割は私立の高校の人たちだけで占められようとしているわけでしょう。一体医師がそういうことでいいんでしょうか。私はやっぱり違うと思う。やっぱり医師になるためには医師になるそういう意味の人間の資格が必要なんだ。教師になるためには教師になるやっぱり私はそういう意味での適性というか、資格というか、そういうものが本当に問われるべきいま時期にきていると思う。ところが、全部共通一次のランクづけでしょう。一体これで日本の三十年、四十年後はどうなるんですか。そういうことを本気で心配になる。そういう意味でいま教科書が問われているというふうに思うわけです。

經濟や財界や金の力で、不当な勢力の介入で教科書が、教育がねじ曲げられてはいけないというふうに私は思うわけだ。しかも、業者の談合で教科書のつくり方が決められている。独禁法違反だと言えなさっきのような議論になる。そういう意味でやっぱり大臣にもう一度お聞きをいたしますけれど、こういう状況について文部大臣として本気にこういう制度については正をなさる、問題点がどこにあるかということをえぐり出してみる、そういうお気持ちはおありですか。

○國務大臣(田中龍夫君) いろいろな問題もござ
います。私は、そういうふうな教科書問題につ
きましては、根本問題といたしまして、この本当
の次の世代を担つてもらう青少年の基本になりま
す教育の、そのまた基準になつております教科
書、この教科書がどういふものかということによ
つて非常にいろいろな結果を招来することを考え
ますれば、その重要性をいやが上にも私は感じる
わけでございまして、りっぱな教科書をつくる
というこの一点に帰すると思つてあります。その
りっぱな教科書をつくるためには、私は今日、い
まの段階におきまして検定制度というものが、こ
れが最良のものだと、こういうふうと考えており

ます。

それは、あくまでも民主主義の今日の国家のあり方におきましても、やはりそこには教科書会社というものが自由につくられたこのいまの教科書、これに對しまして、さつき先生も一言おっしゃいましたコマージュリズムというものが、この本当のりっぱな教科書をつくるに毒してはならぬといふ。そのコマージュリズムをいかにチェックするか、そうして正しい教科書をつくるかという意味から言ひまして、この検定という制度というものは私はなくてはならない、かように考えております。

なお、売らんかたということにやはり根源いたしますいろいろな問題は、売れるような教科書さえつくればいいというようなことになったらば、これはまた大変なことでありまして、やはりりっぱな青少年をつくっていくという上から言いますれば、そこにはやはりたとえ自由企業によりつくられた教科書で民主的につくられた教科書でありまして、一つのチェック機構というものがなければいけないんじゃないか。正しい教科書をつくりますために検定制度というものを評価し、同時にまたそれがさらにまた採択される場合におきます教育委員会を通じての、しかも、それは広域における採択のあり方というものが、つまり現行制度が一番適当であらう、かように考えるものでございます。

○勝又武一君 いま広域採択と離れまして大臣にお伺いをしたいのは、こういう意見がありますね。

無償制度だから、政府が金を出しているんだから、国民の税金からの支出なんだから、教科書の中央に、内容に干渉するのは当然である、こういう政界や財界の一部の人たちがそこまで言い切っておりますね。これは事実だと思う。これは私ははっきり教育とは大きくかけ離れているというように考えます。大臣は、こういう意見をおっしゃっている方々と全く同じお考えなのか、いや私は違うとおっしゃるのか、どちらなんでしょうか。

○國務大臣(田中龍夫君) 金を出しているからどうこうというんじゃありません。それは憲法の精神に基づき基本法に基づいた、要するに義務教育と無償というその基本的な立場に立ちまして無償とということが行われるんであって、そういう点は誤解がないようにいただきとうございます。

○勝又武一君 広告業者の欠陥が指摘をされる
あるいは総合商社、大企業の悪い一面が取り上げられる。教育の本質論あるいは教育本来のあり方方から言えば、そういう面があるからそのことをまづ先に直すという方が先決じゃないか。企業の要請によって教科書を直すという方が先じゃなくて、むしろ広告業者なり総合商社なり、みずからがその欠陥や弱点を直していく努力をこそやるべきじゃないか、そういうことと並行をして検討をすべき問題だ、そういうように思いますけれど、大臣のいまのお考えからいくと、無償制度だからそういう言うとおりになると。そういうことではなくて、あくまでも無償制度だからといっても教育本来のあり方で貫き通すんだ。そういう姿勢を取り続けられますか。

○國務大臣(田中龍夫君) 教育制度の前に國家、民族というものがございます。國家、民族の理想なり、あるいはまたその一つの哲学というものが、今日の教育といたしましては非常に重要な問題でございます。私は、この制度のよって来る、あるいは弊害があったり、あるいはまた美点がある、いろいろないたしますけれども、わが日本國というものの現状と將來を考えまして、冒頭申しました、一番大事な、次の世代を担ってもらう後継者の養成という点で、あくまでも厳正、中正でなきやならぬ、かように考えます。

○勝又武一君 厳正中立とおっしゃるならば、そういう不当な介入なり、あるいはそういう検定についていろいろと干渉をしてくる、そういうことについては一切排除なさいますね。

○國務大臣(田中龍夫君)　そういう次元の問題ではないと思うんであります。もつと高い次元で国家民族の将来を考えたりつばな教科書をつくつて

いく、これが本来の姿でございます。

○勝又武一君　大臣は教科書の国定化ということについてはどうお考えですか。

○國務大臣(田中龍夫君) 先ほど申しましたことを繰り返しますが、私は國定ということを取りません。

○勝又武一君　いまの無償制度が国定化につながるという心配を私は持つわけです。事実、先ほどから幾つか指摘をしておりますように、教科書会社社の減少、そして特定の教科書のもう圧倒的な九・九四％というようなシェア、このことを考えていきますと、実際に、現実の上では実質的に準国定化につながっているんじゃないんですか。だから、そう国定化を考えないとおっしゃるならば、法律的なことを別にして、法律で国定化を図るということは別にして、いまの現状の中でまさしく準国定化の現実になりつつある、その状況をそろしないためにはどこをどう直したらいいのか。

私は、広域採択制度をやめて各校採択にすべきだ。高等学校のように小中でも採択権を返すべきだ。教科書の無償制度というのは採択と抱き合わせる世とさつき言ったら局長がちょっと変な言い方をしましたけれども、教科書と取引をして、無償と引きかえに広域採択制度を導入したんだと、そういうことじゃないということが明らかにするんじゃないんですか。何で高等学校と小中が別でなければいけないのか。教育というものは高等学校も小中も同じでいいじゃないか。ただ、小中は義務教育だからお金は出しますよ、教科書の採択については高等学校も小中も同じですとよと、どうしてその線までいかないんですか。そのことが広域採択制度の中で教科書の数を減らし、教科書の種目を減らし、大臣がおっしゃっているいい教科書、りっぱな教科書というものが、これ後でお話ししますけれども、最後にとつてありますけれども、そういうものがされないという現実があるから私け言っているんだ。そういう点をどう是正をなさるかお気持ちなのか、もう一度大臣の御見解を聞かしてください。

ので、制度が即そういう先生がおっしゃいます非常にも入っていくことがさざられるという原因になっておるとはあながち言い切れないというふうに受けとめております。

○勝又武一君 何か公立の小中学校の方は教育委員会があるからだというような向きがありましたけれども、私立の方はそれで教育委員会がないから義務教育じゃないように聞こえますよ。私立の小中学校も全く同じでしょう。そういうことを私は指摘をしているわけなんです。教育委員会がその間にあろうがなかろうが、私立の小中学校も、公立の小中学校も全く教育という点については同じじゃないですか。そういう意味で先ほどからこの点を指摘をしているわけなんです。正直言います、大臣、こういう重要な時期で、私は先日の大臣の所信表明、ひどい言葉で言いますと、九十九年と同一だという所信表明について、大臣にもう一度、率直に言えば、書き直していただきたい、所信表明をもう一度やり直していただきたい、そのぐらいに思いますよ。これだけの教育の問題が問われている時期です。これだけの多くの国民的課題が集中している時期だけに、大臣が国民に向かって文部大臣としてこうすると、こういうことをもう一度本場に田中文部大臣らしい、昨年の谷垣文部大臣とは違う所信表明を再度やり直していただかないと、本場にちょっと質疑が続けられないというぐらいにさえます。大臣の御決意はいかがですか。

○国務大臣(田中龍夫君) 私は白紙で所信表明をそれこそ採択したのでございまして、そのいまのたまたま原稿が去年と同じものでビストンで出したとは私は少なくとも考えておりません。また、私がそれを見ました段階におきましては、私の冒頭申し上げました文教政策に対します考え方も十分に反映されておる。同時にまた文教政策というものの一貫性というものをから申しまして、前任者、前任者ずっと今日までできました文教政策というものが、それがなりませんでしたから抜本的に変わるものでもないことは御案内のとおりでございます。

ます。日本の文部省、その文教政策というものはやはり一貫した一つの哲学、一貫した行政指導のもとに行われることは当然でございます。ただ、私が就任いたしました私自身の行政の執行あるいはまた理想に向かって私は文部省を指導してまいらなざるを得ない、その責任を十分に持つておる次第でございます。

○勝又武一君 先ほどから言いましたように、無償制度だから、金を出しているから、国民の税金から支出をしているんだから教科書の内容に介入するのは当然なんだという政界や財界の一部の意見にはくみしないということを大臣は先ほど披露されたというように私は思いますが、そういう立場でも無償制度のまま本場に国定化の方向に行かなければ、大臣が望む方向ではないわけでありますから、無償制度のままにおいても、ここはこういうように直して国定化を防ぐ、こういう方針を明らかにしていただきたいんです。どうしてもそれができないなら、大臣は先ほどから有償にはくみしないとおっしゃっているけれども、あんたたちがそんなにまで言うなら有償にしようじゃないか、そのかわり、ここはこうして日本の教育を三十年後、四十年後と誤りないようにしよう、という大臣の決意を言うなら、と、そこを私はちゃんとしていただきたいんです。どちらかあやふやでどうだかわからぬようなことでは日本の教育がどこへ行くかわかりませんよ。いま教科書問題が問われておりますけれども、私は大変な問題だと思っております。いま教科書問題の何か問題が中学校社会科の公民分野だけにあるような議論が横行しています。しかし、教科書問題の本質というのは私はそうではないか、と思うんです。そうじゃないかと思っているんです。ところが、例の中学校社会科の公民分野の問題だけが大きくクローズアップをして、何かすべての教科書がでたらめな教科書だというふうな教科書の不信を起していますね。日本の将来の教育のために、教育の本質論の上からいっても、大臣が言うよい教科書というのとは一体どういふもの

なのか、厳正中立な教科書というものは一体どういふものかというところをいまこそ明らかにすべきだと思っております。そして、私が言っているように、こういう「にほんご」という、こういう教科書が使われるようになったり、こういう「少年の美術」や「子どもの美術」のような教科書がもつて公立の学校でも、少なくとも私立並みぐらいにはなるようにするとか、こういうことがなければならぬ、大臣のいま言っていることはすべて何かたてまえと本音の違いだということになりかねないというように思っています。そういう意味で最後に、大臣がそういう人たちの言い方にくみしないというふうにおっしゃっていますけれども、仮にそういうみずからの立場を放棄して大臣のおっしゃっている教育の政治的な中立を侵して教育の破壊を考えるような方向にいくということになると、これは大臣としての大変な責任になるんじゃないか、そういう意味で再度最後に大臣の御決意を承りたいわけなんです。

○国務大臣(田中龍夫君) 私は冒頭から申し上げておりますように、また最後まで申し上げておきますように、現行のこの検定制というものを通じまして、そうしてつらばな教科書を子弟に与えるという重大な責任を持っております。国定ということは考えてはおりません。のみならず、またあるべき日本の日進月歩の姿に対応いたしまして、いつもいつもこの教育の問題も、本場に斬新な、そしてまた内容のあるつらばな教科書を国民に、特に義務教育の子弟には教育の基盤を培う材料として提供しなかならない、これが私の教科書問題に対する本旨でございます。

○勝又武一君 時間が来ましたので終わります。○仲川幸男君 これからお尋ねをする問題は私が誇張して申し上げるわけではないのですが、日本の教育史の中にかかなり大きな汚点を残した問題だと思っております。そしてまた、いまPTA、父兄、保護者の怒りの中にある問題でございますので、そういう認識に立つてお答えをいただきたいと思っております。

去る二月二十四日、二十五日に東大阪市小阪中学校で起こりました大方の先生方の同盟休校問題についてこれからお尋ねをしていきます。

大変教育界に及ぼしておる影響も大きいと思いますが、これお尋ねに入る前に、文部省にこの種の問題が最近起きたのかどうか、ちょっと何かお調べをいただいておりますお答えを願いたいと思っております。

○政府委員(三角哲生君) 学校の教員の多数が集団で欠勤するというような事例は最近珍しいことではございません。

○仲川幸男君 珍しいということは、ないという物の考え方にしてよろしくございませうか。

○政府委員(三角哲生君) 今起こりましたようなケースはございません。

○仲川幸男君 それでは、これから個々の問題、少し細かくお尋ねをすることになると思うのですが、小阪中学の職員の構成と、年休と称して二十四日に休んだ十六名、二十五日には、年休であったかどうかかわからぬのですが三十六名、こういうことなんです、そのリーダーは一体だれなのか。校長初め校内の機構、それぞれの校内の責任、それぞれの学科主任もお持ちでしょうし学年主任もお持ちでしょうから、そういうものの機構を「ちょっと大変たくさんお尋ねをしたいものですから、ごく簡単によくわかるようにお答え願いたいと思っております。

○政府委員(三角哲生君) 教員構成でございますが、小阪中学校の職員数は四十六名。校長、教頭と教諭三十九名、義塾教諭一名、事務職員二名、学校用務員二名でございます。

二月二十四日に終日年休を出した者が二十七名、ほかに午前中の半日の年休を出した者が七名というふうになっております。二十五日につきましては教諭、講師のうち病休中の四名を除く三十九名、それから事務職員二名及び義塾教諭の合計四十二名中、朝から出勤した者が三名、したがって三十九名は来ておられない。九時から出勤した者が三名、したがって三十九名は来ておられない。

去る二月二十四日、二十五日に東大阪市小阪中学校で起こりました大方の先生方の同盟休校問題についてこれからお尋ねをしていきます。

大変教育界に及ぼしておる影響も大きいと思いますが、これお尋ねに入る前に、文部省にこの種の問題が最近起きたのかどうか、ちょっと何かお調べをいただいておりますお答えを願いたいと思っております。

○政府委員(三角哲生君) 学校の教員の多数が集団で欠勤するというような事例は最近珍しいことではございません。

○仲川幸男君 珍しいということは、ないという物の考え方にしてよろしくございませうか。

○政府委員(三角哲生君) 今起こりましたようなケースはございません。

○仲川幸男君 それでは、これから個々の問題、少し細かくお尋ねをすることになると思うのですが、小阪中学の職員の構成と、年休と称して二十四日に休んだ十六名、二十五日には、年休であったかどうかかわからぬのですが三十六名、こういうことなんです、そのリーダーは一体だれなのか。校長初め校内の機構、それぞれの校内の責任、それぞれの学科主任もお持ちでしょうし学年主任もお持ちでしょうから、そういうものの機構を「ちょっと大変たくさんお尋ねをしたいものですから、ごく簡単によくわかるようにお答え願いたいと思っております。

○政府委員(三角哲生君) 教員構成でございますが、小阪中学校の職員数は四十六名。校長、教頭と教諭三十九名、義塾教諭一名、事務職員二名、学校用務員二名でございます。

二月二十四日に終日年休を出した者が二十七名、ほかに午前中の半日の年休を出した者が七名というふうになっております。二十五日につきましては教諭、講師のうち病休中の四名を除く三十九名、それから事務職員二名及び義塾教諭の合計四十二名中、朝から出勤した者が三名、したがって三十九名は来ておられない。九時から出勤した者が三名、したがって三十九名は来ておられない。

それからリーダーにつきましては、先ほども申し上げましたが、いろいろな事実関係について教育委員会がやっておりますので、まだはつきり承知しておりません。

○仲川幸男君　そこで、ひとつこれ、新聞は新聞でも日教組の機関紙の日教組教育新聞は、御承知のとおり、週に一回、発行日は火曜でございますが、この問題をいつ取り上げてどうするだろうかと思っております。二月二十四日も、三月三日も、十日も、十七日号もその後も見当たらない。私は、ここにこの人達を包含して日教組がこの大事件に大変心配しておられると思うんですよ、日教組の皆さんは、それを取り上げないのはどういうことなのかとわかんないんです。普通このような問題があればすぐに調査団が現地へ参りまして、そしていろいろと記者会見もして、重大性を私らの胸には必要以上に感じるような記事も出てくるわけでありまして。私も実はこの新聞を数日間愛読をさせてもらって一人でおるわけでございます。たとえば二月十日の新聞には、ちょっと事件が違いますが、比較をして物を申し上げますので……。福島県の大塚郡の浪江町という幾世橋小学校ですか、と一面張り出して見出しを出しまして、二面の半分を使ってお知らせしているわけなんです。そこに報じておることは「小学校でコバルト60検出」。文部省御存じでしょうか、このこと。まことにこれはついでで申しわけないんですが、ここでもう話が出ましたから、これもコバルトの問題でございますから、ちょっとおわかりいただいたら一言お答えを願いたいと思うのです。それがそういうように出てくるものと出てこないものがあるんですが、ここで、最後に私が日教組と文部省との関係のことについてもお願いしたいこのあたりから一因が生じておるわけでありまして。及ぼす影響大変大きいと思いますので、ひとつこのあたりのことについて文部省は幾分御承知をいただいておりますのか。そういうものはお目に通しておらな

いのでなからうか。私は、機関紙というのはその性格がきちんと出ておるものですから、その点を今後の教育運営の円滑なる効率的なものをするために、十分ひとつ御承知おきを願いたいと思うのです。

お尋ねの途中ですけれども、一言申し上げておきたいのですが、日教組はそれを文部省にいろいろなことが言えないというところにも私は問題があると思う。文部省の方もおなじじないでひとつ話すことを考えなければならぬのであろう。法律をともに守るという約束のもとで十分話し合いをする。まあストをせぬのだというところまで物を決めるなどということにはなりませんけれども、法律を守るということ。本来私たちはストをすることを奨励した発言ではございませんから、間違わぬようにしていただかなきゃならぬと思うのですが、私も、教員組合と教育行政の中で二十年間いろいろの苦しみ喜びもともにしてきてた仲であります。文部省がその種の問題についてひとつ――文部省の方へお尋ねをいたしますが、日教組の方から、大変うちの方の組織人が都合なことがございましてが御心配をかけております。まあお断りでないあいさつでも、何かそういう連絡でもあったのでしょうかどうでしょう。か、ちょっとお答えを願いたいと思います。

○政府委員(三角哲生君)　何も聞いておりませんが、本件に関する日教組の関係については私どももわかっておりません。

○仲川幸男君　それでは、あの中で妙なものが入りまして、妙な、本題と違うものが入りましたけれども、私の平素考えておりますことでございますので、あえてそこで出てしまったわけであり

ます。それでは、以後新聞の問題については、ちょっとこれ重要な問題でございますから、そのまます読み上げますので、お聞き取りをいただいて、その重要性を御認識いただきたいと思っております。「交通違反先生処分せず」、これは市文教委員会の質問の中でこう言ったら、男子の教諭が交通違反

をいたしております。飲酒運転であります。いまごろ、どこに、飲酒運転の交通違反だのというので、処罰をしないで、この記事を全部読む暇がありませんが、しっかりおいたくらいで済む社会が

あります。それが今回の休校騒ぎの中心メンバーの先生であります。私には全然とすものに感じないわけでありまして、そして議員の質問に際しては、この半年間の小阪中には民主主義はなかった。教諭集団が行った研修は深夜に及んだり、途中で男子教諭がビールを飲んだり、「これまでの事情聴取から暴力的」――警察も聞いておいていただきたと思う。「暴力的行為や人権侵害が起きた疑いがある」。もう一つは、A教諭は――これは女の先生なんですけれども、研修をしたのに運動場へ抜け出して、運動場で倒れて、三時に救急車が来て、A教諭を病院へかつぎ込んだ。また、もう一人は、保健体育の女教師四十一歳は、またこれも午前三時ごろに救急車で運ばれた。これ、午前三時でございますので、これが研修会の実態であると思うのです。そして、二回も救急車で三時に病院へ女の先生を運ぶだのいう研修会が日本の教育界にあるというのは、私はやはりひどいと思つた。これをひとつどう受けとめて文部省――これは地教委がどう

だとかいう問題じゃございません。日本の教育の問題をどうするかという基本的な問題、教員の採用だの、そんな問題よりもっと以前の問題として、人間としての問題。私たちがたったら、酒を飲んで恐らく交通違反をしたり事故を起こしたらバツを返上せないうかぬでしょう。かなり厳しい都道府県では、このことは大変かわいそうなほど処分をいたしております。どういうことでござい

ます。ひとつ文部省の受けとめ方をこれは聞かしていただきたい。個々の問題じゃなしに、文部省はそしてこのことを今後どうされますかというところでございます。

幸いにして五日延びたんですか、五日延びました卒業式ができて、おかげさまで卒業ができた

たわけであります。できたわけでありまして、そのときに、校長さんは新しい校長さんです。これを生きた教材としてひとつということだ。祝辞がこれにに触れてお断りがあった。こんなもの、生きた教材なんかにしてもらったら大変なことになる。そういうことなのでございまして、生徒はこれには触れなかった。当時の中で、一切の中で生徒はこのことには触れなかった。そして、ある父兄が、子供の大人ぶり、大人の子供ぶりと、こう言つてこの批判がございました。ひとつ一連のものとしてお考えお聞かせ願いたい。

○政府委員(三角哲生君)　ただいまお述べになりました事柄は、三月十八日付の地元各紙に出ておりました。私も新聞で見えておるわけで、事実関係の細かいことは的確には承知しておりませんが、お話のようなことであれば、きわめて私異常なことだと思つた。これに対する仲川委員の評価につきましては、私も同様な感じを持つ次第でございます。

○仲川幸男君　警察に参っていただいておりますが、警察庁にお尋ねをして、お答えをいただいております。ただいままで申し上げました質問、答弁をお聞きいただいております。この事件をどう受けとめて、どのような調査を現地で行うたいておるのかをまずお答えを願いたい。

そしてもう一つ、暴力というものは、いかなることをもって暴力と言ひ、あなた方の取り締まりの対象にしておるか。私は、警察当局は教育現場に対して特別な考え方を持っておるんじゃないかという気がするんですよ。遠慮しておるんじゃないかと思つた。もちろん、教育の場は聖なるところであることに間違いありません。ただし警察庁、私は産業の現場であらうと行政の現場であらうと技術屋のホームであらうと、それはそこに働く者にとっては最も厳しい新鮮な聖なる場としておるんです。教育の場に異なることは、そこに学んでおる、世の中の色にまだ染まっておらない児童、生徒、学生がいるということ、この

こと一事なのです。往々にして、教育者の人た
ちもまた周囲も、教育の場は何か聖なる場、これ
は手を触れてはいかぬのだと、こういう物の考え
方をしておるのではないだろうか。事前にお聞き
した中でもなかなか調査が、先ほど、新聞社がこ
れだけわかっておいて、あなたの方はわかぬの
かという勝又さんのお話もありましたけれども、
実際はこのあたりもひとつ学校に警察を入れたと
騒ぐ種類の人種もいますけど、それは入れ方の私
は問題だと思ふのです。学校へ警察を入れた入れ
方の問題だと思ふ。この配慮をして、警察の指揮
者は学問の自由を妨害する、それは言うことが多
くてその実在はない場合が大変あります。私は、
法を犯した者に対しては厳正に立ち向かわなければ
ならない。教育界の不正常な罰を警察があつた
方とともに背負わねばいかぬようになります。や
らないと。校内暴力しかりであります。暴力脱法
行為に対しての取り組みもしていただかなきゃな
りますまい。こういうこともひとつ十分お考えを
いただいて、既成観念的な教育の現場は聖なる
場、警察は入ってはならないのだという物の考え
方は、一応ケース・バイ・ケースでございますけ
れども、十分御考慮をいただきたい。

そこで、東大阪小阪中学の犯罪の質問でござい
ますけれども、きのうの事前打ち合わせと違つた
情報が入つていま申し上げたものですから、少し
お答えが十分いただけたかもしれぬと思ひますか
ら、大変十分のことの打ち合わせがないままです
が、ごさいます。後刻、適当な機会でもいいです
が、この問題の細かいものを委員長のところまで
でもお届けいただければ私は大変ありがたいと思
ひます。きょうお答えをいただけないものにつ
きましては、きょうお願ひしたいと思います。

○説明員(石橋博君) 要約いたしますと三点のお
尋ねがあったように思ふわけでございますが、第
一点は、東大阪市立小阪中学校の教師の集団欠勤
問題に絡む諸問題についてどう考えるかというこ
とでございすけれども、この問題につきまして
は学校内における教育上の問題でございまして、

本来文部省あるいは関係教育委員会の調査にまづ
べき点が非常に多いというふうに考へております
けれども、校内暴力問題というのは非常に大きな
社会問題というところに今日なつておるわけでござ
いますので、警察としても相応の関心を持つてこ
の問題の推移を見守つてきた、こういうことでご
さいます。

先ほど来、文部省の方からお答えがございまし
たような程度のこととは私どももいたしても承知い
たしておるわけでございす。

それから二つ目は、暴力というのは一体どうい
うことなのかというところでございす。暴力とい
う言葉につきましては、広い意味も狭い意味も
いろいろございすけれども、一般的には人は他
人に対して不当または不法な仕方物理的な有形
力を使用すること、こういうふうな解釈されてお
りまして、具体的には傷害とか暴行とか脅迫とか
強要とかあるいは器物損壊、そういう行為がこ
れに当たるものというふうな考へておるわけでご
さいます。

いまほど御指摘がございましたように、十二月
の十五日から十七日にかけて三日間深夜に及
ぶ校内研修会があつた。新聞の報道によりま
す、そこに暴力行為があつたとかあるいは人権侵
犯の事実があつたというふうなこともございま
し、私どもとしてもやはり暴力を否定する立
場にはございすものですが、相応の関心を持つ
て関係者から事情も聞いたわけでございす。現
在までのところ暴行とか傷害とか脅迫とか強要
といふような事実関係はまだ把握いたしてお
りません。

それから最後、一般論といたしまして学校は聖
域であるという考へ方とかそういうものがありま
して、警察はなかなか学校へ立ち入らぬのじや
ないだろうかという御指摘だったかと思ひ
ますけれども、先ほど申し上げましたように、警
察というのはいかなる暴力も否定するといふ基本
的立場にございすものですから、学校内の暴力
事件といひましても、それが犯罪を構成する場合

には所要の捜査を行うことにいたしております。
ただ、何分にも学校は教育の場でもございす
し、教育の特性ということも十分われわれとして
も考へなければいけないということ、学校内の
事件捜査につきましては、当該学校及び教育委員
会ともよく連絡をとりながら、慎重のうちに目的
確な捜査を行うということで今日までまいつてお
るわけでございす。

○仲川幸男君 警察庁の方お帰りいただいてい
います。ひとつてひとつと、女の先生たち
の頭の髪を引くという暴力的な情報
が入つていないというお話のようですね。情報
ひとつお調べをいたして、一連のものを調べ
をいたして、きょうのいまのお答えでは少々不
足でございすので、お調べをいただいたもので
新しいものができましたら委員長の方にでもお届
けたいのであらうかと思ひます。それでは
どうぞ結構でございす。

それでは、これから大臣にお尋ねをいたすわけ
ですが、この問題二つの、教師の教育本質に少々
不完全なものがあつたり、また管理職の不十分な
対応があつたからと、そういうことが原因です
が、この二日間のそのことが休校に追ひつたの
ですが、全校の先生方のその行為については、私
は言語道断だと思ふんです。許されるべき事件で
はないと思ひます。時たままた生徒は進学を決定
せねばならない、公立高校入学願書を受けつけ
る時期です。生徒をして父兄にとつては一年で一番
大事なときであつたわけなんです。受験準備の仕
上げの真つた中でございす。そういう中で
このことが起つたわけでありす。大臣のひ
つお考えをいただきたいように思ふんですが、時
間がございせんのもう一つ、二つ御一緒に
答えをいただきたい。

二十五日の夕方記者会見をしたこの先生たちは
このように話しておるわけなんです。二十四日の
夜に——こちあたりには私は大変教員、先生方の
物の考へ方に過ちがあると思ふんですが、二十四
日の夜、二十四日にもう十六人はやつたんです

よ。二十五日には正常な授業をやるうじやないか
というて決めておりましたやききに、市教委から
職務命令の口調で二十五日に出動するようにと
の連絡があつたので、わしらが出ようと思つてお
るのに出動をせいでいうことを言うのだったら
やめだ、抗議のために二十五日は集団休校の行動
に踏み切つた、こゝろはつきり、これは新聞が
間違つたら話は別です、これどう思ひますか。

私は、二人の教師の力不足や勤務の不正常化や管
理職の甘さを理由と言つておられるんですが、
それは生徒不在のものでございまして、物のたと
えで言つて、風吹いておけ屋がもうかるだのとい
うたとえがありますが、もっと、こんなたとえで
とてもでないたとえられないほど遠いたとえを持
つてこない、この重さは全然違つたものだと思
ひますが、大臣いかがでございすか、お答えを
一緒に願ひます。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいま先生のお話を
承りますれば承りますほど実に言語道断な話であ
ります。どうも教育、教職というものの以前の
私は問題を多分に含んでおると思ひます。のみな
らず、先生のお話のように、進学という、一番教
職にある者としてしては子弟の進学ということが
最高最大の職責でなければならぬ問題まで放
き置いたして抗争いたしておるその姿は実に残念
な次第でございまして、こういうふうな問題が本
に二度とあつてはならない、抜本的に根絶しな
きゃならないという感を深くいたします。

なおまた、これに對します教育長あるいはま
た教育委員会の人選をも含めまして地教委がその
本来の機能を發揮しなげなからぬ、こういうふ
うに思ひます。今後の違法行為に對
します処分問題にいたしまして、教職員の
服務規律の確保、また違法行為に對する厳正な処
置、任命権者であります都道府県教育委員会あ
るいはまた教育長のこれに對します対処、こう
いうふうな問題全部を含めまして、われわれとい
はしましてはなお今後断固とした処置をとらなけ
ればならない、かように考へるのでございす。

なお、具体的な問題につきましては、先生のただいまの御報告と申しますかお話に對しまして、事務局といたしましていろいろと今後調査もいたし、あるいはまたわれわれも本當の教育者としての立場に、本然の姿に徹しましてこれらの救済処置を考えてまいりたい。

一番私は気になるのは、進学の子弟、子供の問題でありまして、さらにまたこれに對します父兄のいろいろなPTAの考え方もございましょう。担当の局におきまして今後の処置の問題につきましては具体的に進めさせる、かように考えております。

○仲川幸男君 ちよっと局長お尋ねしますが、主任制問題を中心としてちよっとお尋ねをしたいんですが、小阪中学、東大阪市、ついでに大阪府について主任制の実施の問題について、ごく簡単に結構ですから、いまの現実の、現状の問題としてお答えくださいませんか。時間がございせんので、ちよっと急いでお答え願いたいと思っております。

○政府委員(三角哲生君) 大阪府におきましては、先週末に主任制、まあ主任制は前から決まっておったわけですが、これに基づいて主任手当の支給に関する事柄を決めたわけですが、大阪府下の市町でなお五つのところが未実施ということになっておる、これが現状でございます。

○仲川幸男君 私が聞いたのは、この小阪中学、東大阪はどうなっておりますかを聞いて、その派生的に大阪府も聞いたのですから、ここがどうなっているかという事です。

○政府委員(三角哲生君) 東大阪は未実施の一つでございます。

○仲川幸男君 そこで、この一連の事件の中で、これはいろいろのものを抜きにして私が素直に考えるのですが、主任制を実施しておたら果たしてこのような事件がこのような最悪の事態で起きたであろうか、起こったとしても、私は教育の中間指導の自信と責任を持っておる先生たちが善

処をして最小限度に食い止めたのではないだろうか、何ゆえ文部省は、そんなことはわかっておる、当然わかっておると思うのですが、指導をしないのか。主任制は管理強化と言われるけれども、私はそんなことではないと思ふんですよ。主任制というのはもう大方でございっているんだから、ここにやはり責任と自信を持たすということだと思ふんです。私も二十余年PTAの中で先生と別な立場からお世話をさせていただいておりました。先生の仲間の一人一人のいろいろな感情を含めて承知をいたしておりましたが、それほど抵抗をしておるのではないのです。私はやはり説明が足りないのではないかと申すのですが、また、先日小阪中学校下には、実はこの問題に足を入れているという町のお話も聞いてまいりました。そのお話の中にもこんな話がございまして、これが本當に私は父兄の声だというふうに思っています。あの先生たちの中に責任と良識を兼ねていらっしゃる先生が二、三人おられたらあんなことにはならなかったのではないだろうか。今後このようなことが起きないように私は一日も早く主任制をこころへひとつ実施ができるように文部省は努力すべきだと思ひます。主任制とこの問題についてのお尋ねをいたしました。

○政府委員(三角哲生君) 現在主任制は沖繩県とそれから先ほど申し上げました大阪府の一部の市町を除いてすべての都道府県、市町村で実施されているところでございます。文部省といたしましては、これは調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるというこの主任制度の趣旨がございまして、これを十分に踏まえまして私も主任制度未実施の教育委員会に對しまして早急に主任制度の実施がなされるよう今後とも指導してまいりたいと思っております。

御指摘のように、学校が一つの調和のある有機的な運営体として機能いたしますために、主任というこの仕組みが有効にその機能を發揮するとい

うことが大変好ましいことであるという前提で今後しっかり進めてまいりたい、こういうふうに思っております。

○仲川幸男君 努力をしてください。

文部省と地教委の問題についてその権限関係についてお尋ねしたいと思ひます。

私は、どうも文部省と都道府県の教育委員会、都道府県と市町村の教育委員会との問題がいまの法律やいろいろなルールではうまくいかないのではないかと。これは私も適当な機関にお願いをしてひとつこの問題を御研究願いたいと思うのです。早い話が、酒を飲んで交通違反を起こした先生を、処分権は県教委が持っているんでしよう。――後ろはうなずいているから、そういうふうな受け取っておきますが、それで持つておるところへまで上がつてなかつたということなんです。まず、まず上がつてなかつたということなんです。

これ大臣に御答弁いただく分でございますので。先般東京都がストをやつた。どの学校でどれだけやつたかすぐ把握してくださいますと文部省へ言つたでしよう。何ばたつてもできなかったでしよう。最後のお話、それはなかなか都教委がありましてできにくいのです、学校も報告をせぬのです、こういうお話、中央をとつても大体それに似た話でございます。ここに私が言う酒飲んだ話、いろいろいま申し上げたような話を今後円滑な文部行政をやつていくとするとすれば、この関所を崩しておかないと、私は本當の文部行政が行われぬ、そしてアンバランスが起る、こう思うのですが、その点についてどうするかと言つても大変むずかしい問題でございますが、そのことを痛切に感じておるのが私は文部省だと思ふんです。ある県は大変厳しいものになったり、ある県は申告もしないままに脱法行為がなされたり――それではならないと思ひますので、ひとつそういう問題について今後文部省がどういうふうに取り組んでいかれるのか。また、きょうこの文教をあげざる委員会においても、本當に真摯な気持ちで

いろいろな党派とかあらゆるものを超越してこの問題を一回洗い直さなければ、今度あたりでもこれが東大阪と大阪府の教育委員会の密着したものがあったら、このことは未然に防げたんじゃないか。もう一つ、それが文部省へつながつておたら、せめていろいろな脱法行為については報告ぐらいは十分できるようにしなかつたら、やりつ放し式ではないんですか、いま。やりつ放し式というの、私が東京都のことを調査をしてくださいと言つたそのことでも十分御承知がいただけると思ふんです。ひとつ組織、法律、そういうものを含めて考えなければ私は今後の文部行政が空回りをするのではないかと、文部省で空回りをしておるのではないかと、こう思ひます。

りつばな先生方も実はいっぱいおられるんですから、力強い信賞必罰を教育の一本の柱に立てないで、そしていまの生徒たちが、知育は別として、徳育というものは先生方の後ろ姿で私は体に吸収をしておると思ふんですよ。第二の小阪中学の問題が起りませんように、また学校でその後ろ姿を学んでおる生徒たちが、校内暴力が起る原因がこの事件になしなれないと思ひます。

最後に大臣にこの決意をお伺いをして質問を終わりたいと思ふんですが、いまはやはり父母の願ひというの、国を愛して、家を愛して、そして家族も愛して、友人も愛して、そしてここで謙虚で勇気のある賢い子供をつくりたい、これが親の願ひの全部であります。特に最近、謙虚であつてほしい謙虚であつてほしい、こう言つておるわけですが、謙虚というのは、やはり私は反省が起こつてくるから謙虚であつてほしいと言ひののだと思ふのです。一連の中で大きな傷でございますけれども、大きな教訓としなければならぬと思ひます。

先ほどから申しましたように、地教委との連絡も不十分で、きょう私が御質問申し上げたものも私が大方現地でとつてきたものでございます。私は、やはり文部省もこれだけの問題が起こつてれば、大阪、東大阪と連絡をとつて、現地へいまの

いろいろな問題が起こつておる、今度あたりでもこれが東大阪と大阪府の教育委員会の密着したものがあったら、このことは未然に防げたんじゃないか。もう一つ、それが文部省へつながつておたら、せめていろいろな脱法行為については報告ぐらいは十分できるようにしなかつたら、やりつ放し式ではないんですか、いま。やりつ放し式というの、私が東京都のことを調査をしてくださいと言つたそのことでも十分御承知がいただけると思ふんです。ひとつ組織、法律、そういうものを含めて考えなければ私は今後の文部行政が空回りをするのではないかと、文部省で空回りをしておるのではないかと、こう思ひます。

りつばな先生方も実はいっぱいおられるんですから、力強い信賞必罰を教育の一本の柱に立てないで、そしていまの生徒たちが、知育は別として、徳育というものは先生方の後ろ姿で私は体に吸収をしておると思ふんですよ。第二の小阪中学の問題が起りませんように、また学校でその後ろ姿を学んでおる生徒たちが、校内暴力が起る原因がこの事件になしなれないと思ひます。

最後に大臣にこの決意をお伺いをして質問を終わりたいと思ふんですが、いまはやはり父母の願ひというの、国を愛して、家を愛して、そして家族も愛して、友人も愛して、そしてここで謙虚で勇気のある賢い子供をつくりたい、これが親の願ひの全部であります。特に最近、謙虚であつてほしい謙虚であつてほしい、こう言つておるわけですが、謙虚というのは、やはり私は反省が起こつてくるから謙虚であつてほしいと言ひののだと思ふのです。一連の中で大きな傷でございますけれども、大きな教訓としなければならぬと思ひます。

先ほどから申しましたように、地教委との連絡も不十分で、きょう私が御質問申し上げたものも私が大方現地でとつてきたものでございます。私は、やはり文部省もこれだけの問題が起こつてれば、大阪、東大阪と連絡をとつて、現地へいまの

いろいろな問題が起こつておる、今度あたりでもこれが東大阪と大阪府の教育委員会の密着したものがあったら、このことは未然に防げたんじゃないか。もう一つ、それが文部省へつながつておたら、せめていろいろな脱法行為については報告ぐらいは十分できるようにしなかつたら、やりつ放し式ではないんですか、いま。やりつ放し式というの、私が東京都のことを調査をしてくださいと言つたそのことでも十分御承知がいただけると思ふんです。ひとつ組織、法律、そういうものを含めて考えなければ私は今後の文部行政が空回りをするのではないかと、文部省で空回りをしておるのではないかと、こう思ひます。

宿舎 教諭 免許状		免許状の種類 基 礎 資 格	所要資格 基 礎 資 格	
二級普通 免許状	一級普通 免許状		大学における最低修得単位数 専 門 科 目	
大学に二年以上在学し、六十二単位（内二単位は、体育とする。）以上を修得する	学士の称号を有すること。	特殊教育に 関するもの	教 職 に 関するもの	一〇 一〇

備考 この表中「大学」には、文部大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。

別表第三備考第一号中「第七」を「第八」に改め、同表備考第二号中「及び第七」を「から第八まで」に改め、同表備考第三号中「第七」を「第八」に改め、同表備考第五号中「及び第六」を「第六及び第八」に改め、同表備考第六号中「第七」を「第八」に改める。

別表第七の次に次の一表を加える。

別表第八（第六条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
-----	-----	-----	-----

所要資格	有することを必要とする免許状の種類	受けようとする免許状の種類
第二欄に掲げる各免許状を取得したのち、大学において修得することを必要とする最低単位数		

寄 宿 舎 教 諭		
一級普通免許状	二級普通免許状	二級普通免許状
寄宿舎教諭の二級普通免許状	イ 小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭又は養護教諭の普通免許状 ロ 寄宿舎助教諭の臨時免許状	
三	三	六
二〇	六	三〇

附 則

1 (施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

2 (経過措置)

この法律の施行の際、現に盲学校、聾学校又は養護学校の寮母である者は、この法律の施行の日に、改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）第三条第一項の規定にかかわらず、当該学校の寄宿舎助教諭となり、同日から起算して十五年を経過する日までの間は、文部省令の定めるところにより、引き続きその職務を行うことができる。

ことができる。

3 当分の間は、改正後の学校教育法第七十三条の第三項の規定にかかわらず、前項の寄宿舎助教諭をもつて、寄宿舎教諭に代えることができる。

4 第二項の規定により寄宿舎助教諭である者に対して教育職員検定により寄宿舎教諭免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、新法第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

寄		第一欄		第二欄		第三欄		第四欄	
		所要資格		基礎資格		第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、盲学校、聾学校又は養護学校において寮母又は寄宿舎助教諭として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することを必要とする最低在職年数		第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、大学において修得することを必要とする最低単位数	
イ 学士の称号を有すること。									
ロ 大学に一年以上在学し、六十二単位(内二単位は、体育とす									

論		教		舎		宿	
二級普通免許状				一級普通免許状			
ハ 九年以上盲学校、聾学校又は養護学校において寮母又は寄宿舎助教諭として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。		ロ 高等学校を卒業すること又は文部大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。		イ 大学に一年以上在学し、六十二単位(内二単位は、体育とする。)以上を修得すること又は文部大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。		エ 高等学校を卒業すること又は文部大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。	
		四		二		六	
一四		一四		二四		二四	

備考

一 新法別表第一備考第一号並びに同法別表第三備考第一号及び第三号の規定は、この表の場合について準用する。

二 この表第二欄中「大学」には、文部大臣の指定する教員養成機関及び養護教諭養成機関並びに旧国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）による国立養護教諭養成所を含むものとする。

三 この表により寄宿舎教諭免許状を受けようとする者について、第三欄に掲げる最低在職年数（一級普通免許状ニの項にあつては十一年、二級普通免許状ニの項にあつては九年）を超える在職年数があるときは、その超える在職年数一年につき五単位を、第四欄に掲げる最低単位数から四単位を超える単位数を限度として差し引くものとする。

5 前項の表一級普通免許状ニの項又は二級普通免許状ニの項に掲げる基礎資格を有する者に、前項の規定による教育職員検定により、寄宿舎教諭免許状を授与する場合については、新法第五号第一項第二号の規定は、適用しない。

6 小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有する者は、当分の間、新法第三号第一項の規定にかかわらず、寄宿舎教諭となることのできる。

（他の法律の一部改正）
7 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「養護教諭」の下に、「寄宿舎教諭」を加え、「寮母」を「寄宿舎助教諭」に改める。
8 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「養護助教諭」の下に、「寄宿舎教諭、寄宿舎助教諭」を加える。
9 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「養護教諭」の下に、「寄宿舎教諭」を、「養護助教諭」の下に、「寄宿舎助教諭」を加え、「寮母」を削る。
10 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百

十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「養護教諭」の下に、「寄宿舎教諭」を、「養護助教諭」の下に、「寄宿舎助教諭」を加え、「寮母」を削る。
第十三条中「寮母」を「寄宿舎教諭及び寄宿舎助教諭」に改める。

11 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「養護教諭」の下に、「寄宿舎教諭」を、「養護助教諭」の下に、「寄宿舎助教諭」を加え、「寮母」を削る。
第二十条を削り、第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

（寄宿舎教諭及び寄宿舎助教諭の数）
第十九条 寄宿舎教諭及び寄宿舎助教諭（以下「寄宿舎教諭等」という。）の数は、寄宿舎を置く特殊教育諸学校ごとに次に定めるところにより算定した数の合計数（高等部の生徒のみを寄宿させる寄宿舎のみを置く特殊教育諸学校について当該合計数が十に達しない場合にあっては、十）を合算した数とする。

一 寄宿舎に寄宿する高等部の生徒（肢体不自由者である生徒を除く。）の数の五分の一を算じて得た数
二 寄宿舎に寄宿する肢体不自由者である高等部の生徒の数の三分の一を算じて得た数
第二十二條の二中「養護教諭等」の下に、「寄

宿舎教諭等」を加え、「寮母」を削る。

12 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「養護教諭」の下に、「寄宿舎教諭」を、「養護助教諭」の下に、「寄宿舎助教諭」を加え、「寮母」を削る。
第十三条中「寮母」を「寄宿舎教諭及び寄宿舎助教諭」に改める。

13 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「養護教諭」の下に、「寄宿舎教諭」を、「養護助教諭」の下に、「寄宿舎助教諭」を加え、「寮母」を削る。
第十三条中「寮母」を「寄宿舎教諭及び寄宿舎助教諭」に改める。

二月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、文書館法（仮称）制定に関する請願（第六一五号）
一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願（第六三八号）（第六四六号）（第六八一号）（第六九〇号）（第六九五号）（第七〇〇号）（第七〇九号）（第七二二号）（第七二六号）

第六一五号 昭和五十六年二月十三日受理
文書館法（仮称）制定に関する請願
請願者 長野市南長野町下六九二ノ二長野県議会議長 金井秀雅
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六三八号 昭和五十六年二月十四日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 広島市安佐南区砥園町長束一、九六八ノ一 田中純子外九十九名
紹介議員 鶴岡 洋君

第六九〇号 昭和五十六年二月十七日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 広島市南区宇品神田五ノ一五ノ一五 加藤欣史外百四十九名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第六四六号 昭和五十六年二月十四日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 宮城県仙台市西中田三ノ二一ノ一 柿沼武外一万九千二百六十五名
紹介議員 大石 武一君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第六八一号 昭和五十六年二月十七日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 広島市南区宇品神田五ノ一五ノ一五 加藤欣史外百四十九名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第六九〇号 昭和五十六年二月十七日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 宮城県遠田郡涌谷町柳町三一 田波あや子外一万二千名
紹介議員 遠藤 要君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第六九五号 昭和五十六年二月十八日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 広島市東区中山鏡が丘二ノ一五 川野昌洋外百三十九名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第七〇〇号 昭和五十六年二月十八日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願（二通）
請願者 山口県下関市宮田町一ノ七ノ二 中野妙子外二万名
紹介議員 小澤 太郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第六六八号 昭和五十六年二月十四日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 広島市安佐南区砥園町長束一、九六八ノ一 田中純子外九十九名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第七〇九号 昭和五十六年二月十九日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 千葉県茂原市萩原町三ノ一四三
大木秋子外九百九十九名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第七一二号 昭和五十六年二月十九日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 広島市南区西霞町九ノ七 吉田澄
子外二百二十九名

紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第七二六号 昭和五十六年二月十九日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 福島市渡利八幡町五九 八巻清外
三万三千三百十三名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

三月六日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
(第七三三三号)(第七三三五号)
- 一、養護教諭全校必置等に関する請願(第七五四号)
- 一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
(第七七七号)
- 一、養護教諭全校必置等に関する請願(第七七八七号)(第八一九九号)
- 一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
(第八五二二号)

第七三三三号 昭和五十六年二月二十日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 千葉市仁戸名町四八〇ノ五八 染
川春美外百一名

紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第七三五号 昭和五十六年二月二十日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 広島県福山市柳津町一、四六三
大野博司外九百九十九名
紹介議員 三木 忠雄君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第七五四号 昭和五十六年二月二十三日受理
養護教諭全校必置等に関する請願
請願者 静岡県三島市川原ヶ谷四〇四ノ一
三三、長谷川利男外二千九百七十
九名

紹介議員 青木 新次君
真に子どもの健康を守り、安心して教育が進められるよう、次の事項について実現を図りたい。

- 1 小学校・中学校の全校配置に向けて、学校教育法第三十三条を撤廃し、有資格者の配置をもつて早期に解決すること。
- 2 高等学校に養護教諭を全校必置とするため、同法第五十条の基本条項に「置かねばならない職員」として位置づけること。
- 3 現行十二箇年計画の短縮と、複数配置を含めた定数法改正を行うこと。
- 二、養護教諭の養成方法を速やかに確立し、養成機関の新増設を行うこと。また、各都道府県の国・公立大学に最低一箇所の四年制養成機関を設置することを目的に増設計画を樹立すること。

理由
昭和二十二年、学校教育法第二十八条に、学校を構成する教職員の一人として、子どもの健康を守る専門職である養護教諭の配置が示されていたが、今日に至るまでその充足は遅々として進ま

ず、養護教諭のいない学校では、子どもの健康問題に多くの不安をもたらすし、事故発生時等における行政当局への不信は保護者間にも広がっている。加えて、六百余人に上る疾病状況をはじめ、難病有症者、神経障害、公害による健康障害等が、著しく増加している。更に、児童、生徒数の多い大規模学校や、教員業務等労働過重が余儀なくされている中では、子ども一人一人の健康を守ることがおろか、養護教諭自身、健康をかえりみず毎日の保健事務や行事に追われている。また、養護教諭の養成機関増設についても数年来にわたる我々の運動にもかかわらず、国の設立計画は遅々として進まず、いたずらに無資格者による「養護助教諭・養護婦」等の配置を助長している現状である。

第七七七号 昭和五十六年二月二十四日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 広島県三原市宮沖町二二三 吉永
弘外千二百三十名

紹介議員 渡部 通子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第七七八七号 昭和五十六年二月二十五日受理
養護教諭全校必置等に関する請願(三通)
請願者 熊本市壺川二ノ一〇ノ三 小山泉
外七千九百三名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第八一九九号 昭和五十六年二月二十五日受理
養護教諭全校必置等に関する請願
請願者 福岡市東区千早一ノ九 原田安紀
外二千九百五十六名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第八五二二号 昭和五十六年二月二十六日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 北海道旭川市緑が丘五ノ四 友田
尚外九千四百六名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

三月十三日日本委員会に左の案件が付託された。
一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
(第八九七号)

一、養護教諭全校必置等に関する請願(第九〇九号)(第九二二二号)

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
(第九二四四号)(第九四三三三号)(第九六四四号)

第八九七号 昭和五十六年二月二十八日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 千葉市原市喜多丸九〇六 中村清
孝外三百十二名

紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第九〇九号 昭和五十六年三月二日受理
養護教諭全校必置等に関する請願
請願者 三重県鈴鹿市白子町 浅井まさ外
千九百九十九名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第九二二二号 昭和五十六年三月三日受理
養護教諭全校必置等に関する請願
請願者 大分県佐伯市白井区一〇班 兵頭
義弘外二千二百四十六名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第九二四四号 昭和五十六年三月三日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 千葉県松戸市小金原六ノ七ノ一三
ノ四〇四 和田勝平外九百九十九

名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第九四三号 昭和五十六年三月三日受理

私学に対する大福国庫助成等に関する請願

請願者 千葉県富津市鶴岡六一四ノ二 佐

久間実外二百七十名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第九六四号 昭和五十六年三月四日受理

私学に対する大福国庫助成等に関する請願

請願者 千葉県木更津市請西六九九 篠崎

実外五百十六名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

三月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第一条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の十二の次に次の一条を加える。
（昭和五十六年度における旧法の規定による年金の額の改定）

第一条の十三 前条の規定の適用を受ける年金

については、昭和五十六年四月分以後、その額を、同条第一項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額に、〇四二を乗じて得た金額に五千三百円を十二で除して得た金額を加えた金額（当該平均標準給与の月額が三十六万三千二百九十四円以上であるときは、当該平均標準給与の月額に一万五千七百円を加えた金額）を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。

一 退職年金又は廃疾年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の一）に相当する金額

二 遺族年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六十分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六十分の一）に相当する金額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の一）」とあるのは「三分の一」と、同項第二号中「六十分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六

百分の二）」とあるのは「六百分の二」とする。

4 第一条の六第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第四項中「受ける者が七十歳」とあるのは「受ける者が七十歳又は八十歳」と、「前項」とあるのは「第一条の十三第二項又は第三項」と読み替えるものとする。

5 第一条の六第五項の規定は、第二項及び第三項並びに前項において準用する同条第四項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第五項中「七十歳」とあるのは、「七十歳又は八十歳」と読み替えるものとする。

6 第一条の九第六項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

（昭和五十六年度における新法の規定による年金の額の改定）

第二条の十三 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十六年四月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に、〇四二を乗じて得た金額に五千三百円を加えた金額（当該平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額が四百三十五万九千五百二十四円以上であるときは、当該平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に十八万八千四百円を加えた金額）を平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に十八万八千四百円を加えた金額）を平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、法律第四百十号又は法律第四百四号の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金については、昭和五十六年四月分以後、その額を、その組合員に係る平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に、〇四二を乗じて得た金額に五千三百円を加えた金額（当該平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額が十八万八千四百円を加えた金額）を平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、法律第四百十号又は法律第四百四号の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

（昭和五十六年度における恩給財団の年金の額の改定）

第三条の十三 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十六年四月分以後、その額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の十五の下欄に掲げる額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者に支給する年金でその改定額が七十三万三千六百円に満たないものについては、その改定額を七十三万三千六百円とする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金でその改定額が七十三万三千六百円に満たないものを受ける者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その年金額を七十三万三千六百円に改定する。

と読み替えるものとする。

6 昭和五十五年三月三十一日以前に旧法又は新法の退職をした組合員に係る通算遺族年金については、昭和五十六年四月分以後、その額を、その年金に係る通算退職年金の額を前各項の規定により改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定

する。
7 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。
第八条中「第三条の十二」を「第三条の十三」に改める。
別表第二の十四の次に次の一表を加える。

別表第二の十五(第三条の十三関係)

改定前の年金額	改定年金額
六〇、〇〇〇円から一〇一、二〇〇円まで	五五〇、二〇〇円
一一五、〇〇〇円	六一八、七〇〇円
一二九、六〇〇円	六九七、二〇〇円
一五〇、〇〇〇円	八〇七、〇〇〇円

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)
第二条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項の表中

第一級	第二級
六九、〇〇〇円	七〇、五〇〇円未満
七二、〇〇〇円	七〇、五〇〇円以上
七四、〇〇〇円	七四、〇〇〇円未満

に、「第三級を「第二級」に、「第四級を「第三級」に、「第五級を「第四級」に、「第六級を「第五級」に、「第七級を「第六級」に、「第八級を「第七級」に、「第九級を「第八級」に、「第十級を「第九級」に、「第十一級を「第十級」に、「第十二級を「第十一級」に、「第十三級を「第十二級」に、「第十四級を「第十三級」に、「第十五級を「第十四級」に、「第十六級を「第十五級」に、「第十七級を「第十六級」に、「第十八級を「第十七級」に、「第十九級を「第十八級」に、「第二十級を「第十九級」に、「第二十一級を「第二十級」に、「第二十二級を「第二十一級」に、

第四十一級	四二〇、〇〇〇円	四四五、〇〇〇円以上
第四十級	四二〇、〇〇〇円	四〇五、〇〇〇円以上
第四十一級	四二〇、〇〇〇円	四一五、〇〇〇円未満
第四十一級	四二〇、〇〇〇円	四一五、〇〇〇円以上

に改める。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)
第三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「四百九十二万円」を「五百四十四万円」に改め、同項第二号中「五・一五三」を「五・三八〇」に、「二万六百元」を「二万五千五百円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。
(施行期日)
2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)

(標準給与に関する経過措置)
前に組合員の資格を取得して施行日まで引き続き組合員の資格を有する者(昭和五十六年四月から標準給与が改定されるべき者を除く)のうち、同月の標準給与の月額が六万九千円である者又は四十一万円である者(給与月額が四十一万五千円未満である者を除く)の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法第二十二條第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

(退職年金等の額に関する経過措置)
3 第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四十号)以下この項において「法律第四百四十号」という。附則第八項の規定(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四百四号)附則第十項において準用する場合を含む)は、昭和五十五年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、昭和五十六年四月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第四百四十号附則第八項第一号中「五百四十四万円」とあるのは、「四百九十二万円」と読み替えるものとする。
(政令への委任)
4 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

学校教育法の一部を改正する法律案
学校教育法の一部を改正する法律案
学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第二十八條第一項ただし書中「又は事務職員」を削り、同条第二項中「必要な職員」を「養護助教諭その他必要な職員」に改め、同条第十二項中「養護助教諭に代えて養護助教諭を」を削る。
第五十條第一項中「教諭」の下に「養護助教諭」を加え、同条第二項中「養護助教諭」を削る。
第百三條中「当分の間」を「高等学校には、第

五十条の規定にかかわらず、昭和六十一年三月三十一日までの間に改める。

第百四条を次のように改める。

第百四条 小学校、中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部には、第二十八条の規定（第四十条及び第七十六条において準用する場合を含む。）にかかわらず、昭和六十一年三月三十一日までの間、事務職員は、これを置かないことができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十八条第二項及び第十二項の改正規定は、昭和六十一年四月一日から施行する。

2 政府は、速やかに、養護教諭の資格を有する者の不足を解消するため、その養成について計画を樹立し、これを実施しなければならない。

公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案

公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 学級編制及び舎室編制の標準（第三条―第六条）

第三章 教職員定数の標準（第七条―第二十条）

第四章 雑則（第二十一条―第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、公立の障害児教育諸学校に關し、学級編制及び舎室編制の適正化並びに教職員定数の確保を図るため、学級編制及び舎室編制並びに教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて障害児教育諸学校の教育水準の維持向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「障害児教育諸学校」

とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校をいう。

2 この法律において「教職員」とは、校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者に限る。第九条において同じ。）、寮母、事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として政令で定める者）をいう。第十二条において同じ。及び学校教育法第七十六条において準用する同法第二十八条第二項（同法第四十条において準用する場合を含む。）、第五十条第二項又は第八十一条第二項の規定に基づいて置かれる職員であつて次に掲げるものをいう。

一 寄宿舎看護婦（寄宿舎において児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）の看護に従事する職員をいう。第十三条において同じ。）

二 学校栄養職員（学校給食又は寄宿舎における給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員をいう。第十四条において同じ。）

三 通学用自動車運転職員（障害児教育諸学校の児童等の通学のために必要な自動車（以下「通学用自動車」という。）の運転に従事する職員をいう。第十五条において同じ。）

四 通学用自動車添乗職員（通学用自動車を利用する児童等の乗降の介助等に従事する職員をいう。第十五条において同じ。）

五 学校給食調理員（学校給食の調理に従事する職員をいう。第十六条において同じ。）

六 寄宿舎給食調理員（寄宿舎における給食の調理に従事する職員をいう。第十七条において同じ。）

七 汽かん職員（学校において政令で定めるボイラーの取扱いに従事する職員をいう。第十八条において同じ。）

八 学校警備員（校舎又は寄宿舎の警備に従事する職員をいう。第十九条において同じ。）

九 学校用務員（学校の環境の整備その他の用務に従事する職員をいう。第二十条において同じ。）

第二章 学級編制及び舎室編制の標準

第三条 公立の障害児教育諸学校の小学部、中学部、高等部又は幼稚部の学級は、同年の児童若しくは生徒又は同年齢の幼児で編制するものとする。

2 各都道府県ごとの、公立の障害児教育諸学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数の基準は、七人（文部大臣が定める心身の故障を二以上併せ有する児童又は生徒（以下「重複障害児」という。）で学級を編制する場合にあつては、三人）を標準として、都道府県の教育委員会が定める。

3 公立の障害児教育諸学校の高等部の一学級の生徒の数は、九人（専門教育を主とする学科にあつては八人、重複障害児で学級を編制する場合にあつては三人）を標準とする。

4 公立の障害児教育諸学校の幼稚部の一学級の幼児の数は、五人を標準とする。

（学級編制）

第四条 公立の障害児教育諸学校の小学部又は中学部の学級編制は、前条第二項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準に従い、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行う。

（学級編制についての都道府県の教育委員会の認可）

第五条 市町村の教育委員会は、毎学年、当該市町村の設置する障害児教育諸学校の小学部又は中学部に係る前条の学級編制について、あらかじめ、都道府県の教育委員会の認可を受けなければならない。認可を受けた学級編制の変更についても、また同様とする。

（寄宿舎の舎室編制の標準）

第六条 公立の障害児教育諸学校の寄宿舎の舎室は、部の別及び男女の別に従い編制するものとする。

2 前項の寄宿舎の一舎室の児童等の数は、小学部、中学部又は幼稚部にあつては五人、高等部にあつては三人を標準とする。

3 前項の児童等の数は、重複障害児が入室する舎室については、当該重複障害児一人を三人として計算するものとする。

第三章 教職員定数の標準

（教職員定数の標準）

第七条 公立の障害児教育諸学校ごとに置くべき教職員の定数は、次条から第二十条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

（校長の数）

第八条 校長の数は、一とする。

（教諭等の数）

第九条 教頭、教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 障害児教育諸学校の小学部について、当該部の学級数（重複障害児で編制する学級の学級数を除く。）に一・八四を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以下同じ。）と当該部の重複障害児で編制する学級の学級数に二を乗じて得た数とを合計した数に、当該部の学級数が十二学級以下であるときは一を、当該部の学級数が十三学級以上であるときは二を加算した数

二 障害児教育諸学校の中学部、高等部又は幼稚部について、次の表の上欄に掲げる部の別ごとに、当該部の学級数に同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数（中学部にあつては、当該部の学級数が一学級及び二学級であるときは五とし、当該部の学級数が三学級であるときは八とする。）に、当該部の学級数が十二学級以下であるときは一を、当該部の学級数が十三学級以上であるときは二を加算した数

は、部の別及び男女の別に従い編制するものとする。

部の別	乗ずる数
中学部	二
高等部	二・八三
幼稚部	三

三 高等部を置く盲学校若しくは聾学校について、当該部に置かれる専門教育を主とする学科の数に四を乗じて得た数又は高等部を置く養護学校について、当該部に置かれる学科の数に四を乗じて得た数

四 障害児教育諸学校（肢体不自由者である児童等を教育又は保育する養護学校を除く）について、二と当該学校に置かれる部の数とを合算した数（当該学校に置かれる小学部、中学部及び幼稚部の学級数が七学級以上であるときは当該合算した数に当該学級数から六を減じて得た数に四分の一を乗じて得た数を、当該学校に置かれる高等部の学級数が四学級以上であるときは当該合算した数に当該学級数から三を減じて得た数に六分の一を乗じて得た数を加算した数）又は肢体不自由者である児童等を教育若しくは保育する養護学校について、二と当該学校に置かれる部の数とを合算した数に、当該学校の児童等の数に八分の一を乗じて得た数を加算した数

五 寄宿舎を置く障害児教育諸学校について、次の表の上欄に掲げる寄宿する児童等の数の区分に応ずる同表の下欄に掲げる数

寄宿する児童等の数の区分	教諭等の数
八十人以上	二
八十一人から二百人まで	三
二百人以上	四

六 派遣教員（疾病により療養中の児童又は生徒に対して教育を行うため派遣される教員をいう。以下同じ。）により教育を受ける児童

又は生徒が在学する障害児教育諸学校について、三（当該児童及び生徒の数が六人以上であるときは、三に当該児童及び生徒の数から五を減じて得た数に三分の一を乗じて得た数を加算した数）

第十條 養護教諭及び養護助教諭の数は、次の表の上欄に掲げる学校の種類ごとに、同表の中欄に掲げる学校規模の区分に応ずる同表の下欄に掲げる数とする。

学校の種類	学校規模の区分	養護教諭及び養護助教諭の数
盲学校	十学級以下	二
聾学校	十学級以下	二
養護学校	十学級以上	三
	十学級以下	二
	十学級以上	三
	十学級以下	二
	十学級以上	三

第十一條 寮母の数は、寄宿舎を置く障害児教育諸学校について、次の表の上欄に掲げる部の別に応じ、当該部に係る寄宿舎の舎室の数に同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数を合計した数（その数が十に達しないときは、十とする）

部の別	乗ずる数
小学部	二
中学部	二
高等部	一
幼稚部	三

第十二條 事務職員（事務職員の数）は、次に掲げる数を合計した数とする。

一 障害児教育諸学校（高等部のみを置くものを除く）について、三（当該学校の学級数が十六学級以上であるときは、三に当該学級数から十五を減じて得た数に十五分の一を乗じて得た数を加算した数）

二 高等部のみを置く障害児教育諸学校について、

て、五（当該学校の学級数が七学級以上であるときは、五に当該学級数から六を減じて得た数に六分の一を乗じて得た数を加算した数）

三 障害児教育諸学校に置かれる部の数に一を乗じて得た数

四 派遣教員を置く障害児教育諸学校について、一

五 寄宿舎を置く障害児教育諸学校について、当該寄宿舎の舎室の数が十七室以下であるときは、一、当該寄宿舎の舎室の数が十八室以上であるときは、二

第十三條 寄宿舎看護婦の数は、寄宿舎を置く肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）である児童等を教育又は保育する養護学校について、十とし、当該寄宿舎の舎室の数が十九室以上であるときは、十に当該舎室の数から十八を減じて得た数に六分の一を乗じて得た数を加算した数とする。

第十四條 学校栄養職員（学校給食（給食内容がミルクのみである給食を除く。第十六条において同じ。）を実施する障害児教育諸学校のうち、寄宿舎を置く学校について二とし、その他の学校について一とする）

第十五條 通学用自動車運転職員又は通学用自動車添乗職員（通学用自動車運転職員及び通学用自動車添乗職員の数）は、

第十六條 学校給食調理員（学校給食調理員の数）は、学校給食を実施する障害児教育諸学校について、三とし、当該学校の児童等の数が二百人以上であるときは、三に当該児童等の数から二百を減じて得た数を百で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。次条において同じ。）を加算した数とする。

第十七條 寄宿舎給食調理員（寄宿舎給食調理員の数）は、寄宿舎を置く障害児教育諸学校について、六とし、寄宿する児童等の数が百人以上であるときは、六に当該児童等の数から百を減じて得た数を五十で除して得た数を加算した数とする。

第十八條 汽かん職員の数は、ボイラーを備える障害児教育諸学校について、三とする。

第十九條 学校警備員の数は、寄宿舎を置く障害児教育諸学校について六とし、その他の障害児教育諸学校について三とする。

第二十條 学校用務員の数は、障害児教育諸学校について、二とし、当該学校の学級数が十三学級以上であるときは、二に当該学級数から十二を減じて得た数に六分の一を乗じて得た数を加算した数とする。この場合において、当該学校のうち寄宿舎を置く学校にあつては、二又は当該加算した数に、当該寄宿舎の舎室の数に六分の一を乗じて得た数を加算した数とする。

第二十一條 第九條の規定により教諭等の数を算定する場合において、公立の障害児教育諸学校の高等部で非常勤の講師を置くこととするものがあるときは、同条の規定により算定した教諭等の数から政令で定めるところにより算定した数を減ずることができる。

第二十二條 第七條の規定により公立の障害児教育諸学校の教職員の定数を算定する場合において、当該学校の教職員を教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十条第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研

究が行われていることその他の政令で定める特別の事情があるときは、第七条の規定により算定した数に政令で定める数を加えるものとする。

(分校についての適用)

第二十三条 第九条から前条までの規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

(教職員定数に含まない数)

第二十四条 第七条に規定する障害児教育諸学校の教職員の定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。

一 休職者

二 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第二百二十五号)第三条第一項の規定により臨時的に任用される者

三 義務教育諸学校等の女子教職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)第十五条第一項の規定により臨時的に任用される者

(政令への委任)

第二十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

(学級編制の標準に関する経過措置)

2 公立の障害児教育諸学校の小学部又は中学部の学級編制については、昭和六十二年三月三十一日までの間は、第三条第二項の規定にかかわらず、児童又は生徒の数及び学校施設の整備の状況を考慮し、同項の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、都道府県の教育委員会がその基準を定める。

3 公立の障害児教育諸学校の高等部又は幼稚部

の学級編制については、昭和六十二年三月三十一日までの間は、第三条第三項又は第四項の規定にかかわらず、生徒又は幼児の数及び学校施設の整備の状況を考慮し、これらの規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、当該障害児教育諸学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会がその基準を定める。

(教職員定数の標準に関する経過措置)

4 第七条に規定する公立の障害児教育諸学校の教職員の定数の標準については、昭和六十二年三月三十一日までの間は、同条の規定にかかわらず、公立の障害児教育諸学校の児童等の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、同条に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

5 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

第一条中「義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改める。

第二条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「校長及び教頭(特殊教育諸学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する特殊教育諸学校の校長及び教頭とする)並びに教諭」を「校長、教頭、教諭」に改め、「寮母」、「及び第十三条の二」及び「及び第十四条」を削り、同項を同条第一項とする。

第三条第一項中「義務教育諸学校」を「小学校又は中学校」に、「少い」を「少ない」に改め、同条第三項を削る。

第四条中「義務教育諸学校」を「小学校又は中学校」に改め、「又は第三項」を削る。

第五条中「義務教育諸学校」を「小学校又は中

学校」に改める。

第七条第一項中「第十二条において「校長及び教諭等」という」を削る。

第十条から第十四条までを次のように改める。

第十条から第十四条まで 削除

第十五条中「及び第十一条から前条まで」及び「及び特殊教育諸学校教職員定数」を削り、「行なわれて」を「行われて」に改める。

第十六条第一項中「第十一条から前条まで」を「前条」に改め、同条第二項中「義務教育諸学校」を「小学校又は中学校」に、「行なつて」を「行つて」に、「第十一条から前条まで」を「前条」に改める。

第十七条中「及び第十条」及び「及び特殊教育諸学校教職員定数」を削る。

第十八条中「義務教育諸学校」を「小学校又は中学校」に改める。

(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

6 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「定めるとともに、公立の特殊教育諸学校の高等部に關し、学級編制の適正化及び教職員定数の確保を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて高等学校及び特殊教育諸学校の高等部」を「定め、もつて高等学校」に改める。

第二条第一項中「及び教頭(特殊教育諸学校の高等部にあつては、当該部のみを置く特殊教育諸学校の校長及び教頭とする。以下同じ)並びに教諭を、教頭、教諭」に改め、「寮母」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「学校教育法」の下に「(昭和二十二年法律第十六号)」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第六章及び第七章を次のように改める。

第六章 削除

第十四条 削除

第七章 削除

第十五条から第二十一条まで 削除

第二十二条中「又は第十七条」及び「又は特殊教育諸学校の高等部」を削り、「これらの」を「同条の」に改め、「又は当該高等部」を削る。

第二十一条の二中「及び第十七条から第二十一条まで」及び「寮母」を削り、「又は特殊教育諸学校の高等部にそれぞれ」を「に」に改める。

第二十三条中「及び第十五条」及び「及び特殊教育諸学校高等部教職員定数」を削る。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

7 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)第二条第三項」を「公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)第二条に規定する学校教職員及び公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和五十六年法律第号)」に改める。

第二条第二項に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第二条第三項」を「公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第二条に規定する事務職員及び公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律第二条第二項」に改める。

附則第三項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)第二条第三項」を「公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)第二条に規定する学校教職員及び公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和五十六年法律第号)第二条第二項」に改める。

附則第三項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)第二条第三項」を「公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)第二条に規定する学校教職員及び公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和五十六年法律第号)第二条第二項」に改める。

附則第三項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)第二条第三項」を「公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)第二条に規定する学校教職員及び公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和五十六年法律第号)第二条第二項」に改める。

附則第三項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)第二条第三項」を「公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)第二条に規定する学校教職員及び公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和五十六年法律第号)第二条第二項」に改める。

附則第三項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)第二条第三項」を「公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)第二条に規定する学校教職員及び公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和五十六年法律第号)第二条第二項」に改める。

(地方交付税法の一部改正)

8 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項中「特殊教育諸学校費」を「障害児教育諸学校費」に、「児童」を「幼児、児童」に改め、同条第二項の表

二十三 障害児教育
諸学校の教職員数

公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和五十六年法律第...号)に規定する公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に改め、同条第二十三号を次のように改める。

人

第十二条第二項の表第二十四号中「特殊教育諸学校の児童」を「障害児教育諸学校の幼児、児童」に、「特殊教育諸学校の小学部」を「障害児教育諸学校の幼稚園、小学部」に改め、同表第二十五号中「特殊教育諸学校」を「障害児教育諸学校」に、「小学部」を「幼稚園、小学部」に改める。

第十三条第五項の表道府県の項中「特殊教育諸学校費」を「障害児教育諸学校費」に、「児童」を「幼児、児童」に改める。

別表道府県の項中「特殊教育諸学校費」を「障害児教育諸学校費」に、「児童」を「幼児、児童」に改める。

9 義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を「公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に改め、「標準により算定した学級の数」の下に「及び公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和五十六年法律第...号)」

に規定する学級編制の標準により算定した学級の数(盲学校及び聾学校の小学部及び中学部に係るものに限る。)を加え、「行なり」を「行

第十三号及び第十七号中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を「公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に改め、同表第二十三号を次のように改める。

うに、「同法」を「公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に改める。(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

10 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出し中「義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改め、同項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を「公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に改める。

附則第三項中「義務教育諸学校」を「小学校又は中学校」に改め、「小学校又は中学校の」を削る。

附則第四項の見出し中「義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改め、同項中「又は新標準法第十条から第十四条までの規定による特殊教育諸学校教職員定数」及び「又は特殊教育諸学校」を削り、附則第五項を削る。

附則第六項中「新高校標準法」を「第二条の規定による改正後の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(次項において「新高校標準法」という。))」に改め、

「又は新高校標準法第十五条から第二十一条までの規定による特殊教育諸学校高等部教職員定数」及び「又は特殊教育諸学校の高等部」を削り、同項を附則第五項とし、附則第七項を附則第六項とする。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和五十七年度において約九十一億円の見込みである。

三月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、養護教諭全校必置等に関する請願(第九九二号)

一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(第一〇〇〇号)(第一〇〇二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一〇〇二号)

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(第一〇〇三号)

一、養護教諭全校必置等に関する請願(第一〇〇四号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一〇一四号)

一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(第一〇一五号)

一、養護教諭全校必置等に関する請願(第一〇二九号)

一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(第一〇三〇号)(第一〇三二号)

一、高校新增設に対する国庫補助増額等に関する請願(第一〇四八号)

一、養護教諭全校必置等に関する請願(第一〇四九号)

一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(第一〇五〇号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一〇

五一号)

一、養護教諭全校必置等に関する請願(第一〇六八号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一〇六九号)(第一〇七九号)(第一〇八六号)

一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(第一一二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一一二二号)

一、養護教諭全校必置等に関する請願(第一一二三号)

一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(第一二六八号)(第一二六九号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一二五〇号)

一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(第一二〇九号)(第一二二〇号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一二二二号)

一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(第一二二二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一二二二号)(第一二二三号)(第一二二七号)(第一二二八号)

一、身体障害者に対する学校教育改善に関する請願(第一二二六号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一二二六号)(第一二二六三号)(第一二二六四号)

一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(第一二二六五号)(第一二二六六号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一二二六七号)

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(第一二二六八号)(第一二二六九号)

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(第一二二七〇号)

第九九二号 昭和五十六年三月六日受理

養護教諭全校必置等に関する請願

請願者 岩手県江刺市米里本小路四二 千
葉昌子外二千五百六十七名

紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第一〇〇〇号 昭和五十六年三月六日受理

婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願

請願者 福島県いわき市平中神谷石脇六六
ノ二 小林幸喜外四百九十九名

紹介議員 村田 秀三君

中学校における技術・家庭科及び高校における女子のみの家庭科必修を男女共学に改めるのをはじめ、教育の中の男女不平等を是正するための具体策を講ぜられたい。

理由

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約は、昨年十二月十八日、第三十四回国連総会で採択された。この条約の批准を促進する意味において、昨年七月、デンマークのコペンハーゲンで開催された国連婦人の十年中間世界会議において、その署名式が行われたが署名式に先立って、東独・スウェーデン・キューバ・ガイアナ・ポルトガルの五箇国では既に批准を済ませ参加した。我が国でも早急に、教育(第十条)の内容にかかわる国内法の改正を行うよう望むものである。

第一〇〇一号 昭和五十六年三月六日受理

婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(二通)

請願者 横浜市保土ヶ谷区天王町二ノ四二
ノ二 天王町団地一ノ九〇二 山田
律子外千二百七十名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一〇〇二号 昭和五十六年三月六日受理

学級編制基準改善等に関する請願

請願者 三重県阿山郡阿山町馬田 森田直
子外四百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

子どもたちが学校で毎日、十分行き届いた教育を受けられるよう、次の事項の実現を図られたい。

一、当面、四十人学級の早期実現を図ること。
二、養護教諭、事務職員等の全校配置をはじめ養護職員を含めた教職員の定数改善を図ること。
三、教育予算を大幅に増やし、教育費の父母負担の軽減を図ること。
四、中学校における技術・家庭科及び高校における女子のみの家庭科必修を男女共学に改めるのをはじめ、教育の中の男女不平等を是正するための具体策を講ずること。
五、すべての乳幼児の全面発達を保障するため、零歳から就学前までの保育一元化を実現し、一学級の幼児数を二十名以下とすること。
六、すべての障害児(者)の全面発達を保障するための教育条件整備に大幅な予算増を行うこと。

第一〇〇三号 昭和五十六年三月六日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 北九州市小倉北区井堀二ノ五ノ一
ノ四〇三 山村勝彦外一万五千九
百九十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一〇〇四号 昭和五十六年三月六日受理

養護教諭全校必置等に関する請願

請願者 宮崎県日南市板敷七、九九四 宮
原り外千六百八十六名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第一〇一四号 昭和五十六年三月六日受理

学級編制基準改善等に関する請願(三二一通)

請願者 徳島市南矢三町一ノ三ノ三八 長
岡隆夫外二万七千七百七十三名

紹介議員 小西 博行君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第一〇一五号 昭和五十六年三月六日受理

婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願

請願者 愛知県幡豆郡幡豆町西幡豆西見影
二九 原田花子外四百九十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一〇二九号 昭和五十六年三月六日受理

養護教諭全校必置等に関する請願

請願者 福岡県久留米市東町四〇〇 吉田
幸恵外二千四百五十三名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第一〇三〇号 昭和五十六年三月六日受理

婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願

請願者 滋賀県彦根市鳥居本町一、六一四
大久保享子外九百二十五名

紹介議員 山田耕三郎君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一〇三二号 昭和五十六年三月六日受理

婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願

請願者 東京都港区東麻布一ノ一八ノ四
大塚美佐子外二千九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一〇三三号 昭和五十六年三月六日受理

婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願

請願者 兵庫県城崎郡香住町下浜 浜上章
子外二千名

紹介議員 渡部 通子君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一〇四八号 昭和五十六年三月七日受理

高校新増設に対する国庫補助増額等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市幸町一九ノ三二
岡崎周外四千五百八十四名

紹介議員 喜屋武眞榮君

希望するすべての子どもに行き届いた高校教育を保障するため、次の事項の実現を図られたい。

一、公立普通高校新増設にあたり、国庫による建設費補助制度を確立し、補助金を大幅に増額すること。
二、高校用地確保のため、国庫補助制度を新設すること。
三、国有地、大企業遊休地、米軍基地などを高校用地として確保すること。
四、私学に対する助成を大幅に増額し、教育条件の充実と父母負担の軽減を図ること。
五、後期中等教育を希望する障害児に就学を保障するための予算を大幅に増額すること。
六、すべての子どもに行き届いた教育ができるよう、一学級当たりの児童、生徒数を減らし、教職員定数を増加するなど教育条件の改善を図ること。

理由

神奈川県では、昭和五十五年以降、十年間にわたって中学校卒業生の大幅増加が予想され、五十五年春の公立中学校卒業予定者が約九万人であったのに、六十四年三月には十三万人を超える。国民教育として義務教育に準ずるものとなつた高校教育に対して、国からの財政的補助が必須のものとなつてはいるが、昭和五十一年より始められた国庫

助制度も、暫定措置で五十五年には打切りとなる恐れがある。

第一〇四九号 昭和五十六年三月七日受理
養護教諭全校必置等に関する請願

請願者 千葉市轟町二ノ五ノ一 平塚範
子外千九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第一〇五〇号 昭和五十六年三月七日受理
婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願

請願者 新潟県長岡市豊二ノ九ノ三 竹内
里恵外千五百四十名

紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一〇五一号 昭和五十六年三月七日受理
学級編制基準改善等に関する請願

請願者 三重県四日市市東阿倉川町二七三
ノ二 川北高子外四百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第一〇六八号 昭和五十六年三月七日受理
養護教諭全校必置等に関する請願(三通)

請願者 静岡県湖西市鷺津七二四ノ六 村
上富子外一万四千四百三十五名

紹介議員 勝又 武一君
この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第一〇六九号 昭和五十六年三月七日受理
学級編制基準改善等に関する請願(一通)

請願者 山梨県大月市笹子町黒野田二五五
ノ一 天野富貴子外一万名
紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第一〇七九号 昭和五十六年三月七日受理
学級編制基準改善等に関する請願(四通)

請願者 熊本県宇土郡不知火町御領二〇五
斎藤昭男外千九百九十九名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第一〇八六号 昭和五十六年三月九日受理
学級編制基準改善等に関する請願(六通)

請願者 熊本県天草郡新和町小宮地一、五
一七 川口美和外三千名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第一一二二号 昭和五十六年三月九日受理
婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(二通)

請願者 愛知県安城市福釜町十郎六四 清
水智子外九百九十九名

紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一一二二号 昭和五十六年三月九日受理
学級編制基準改善等に関する請願

請願者 三重県四日市市小杉町九三〇ノ一
服部あさを外四百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第一一二三号 昭和五十六年三月九日受理
養護教諭全校必置等に関する請願

請願者 大阪府旭区大宮一ノ九ノ四 山田
良則外千九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第一一六八号 昭和五十六年三月十日受理
婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(二通)

請願者 静岡県浜松市富塚町三、八七六
梅田君江外千八百九名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一一六九号 昭和五十六年三月十日受理
婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(二通)

請願者 茨城県水海道市中妻町四、〇七五
ノ一 森精外千九百九十九名

紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一二〇五号 昭和五十六年三月十日受理
学級編制基準改善等に関する請願(三通)

請願者 三重県員弁郡藤原町西野尻一、〇
三五 中村真弓外九百九十九名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第一二〇九号 昭和五十六年三月十一日受理
婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(二通)

請願者 茨城県古河市中田八五四 小竹節
子外千九百九十九名

紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一二二〇号 昭和五十六年三月十一日受理
婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願

請願者 三重県津市南新町二ノ二一 島田
美智子外四千九百九十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一二二二号 昭和五十六年三月十一日受理
婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(二通)

請願者 茨城県石岡市総社一ノ二ノ一六
山口幸子外千六百二十名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一二二三号 昭和五十六年三月十一日受理
学級編制基準改善等に関する請願

請願者 名古屋市西区城西三ノ一九ノ二八
城西住宅内 諸岡幸子外四百九十
九名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第一二二三号 昭和五十六年三月十一日受理
学級編制基準改善等に関する請願

請願者 三重県大久保市柳原町八二九 山川
正博外二千六十三名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第一二二二号 昭和五十六年三月十一日受理
婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(二通)

請願者 愛知県安城市昭和町一〇ノ一〇
岩月晴代外九百九十九名

紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一二二三号 昭和五十六年三月十一日受理
学級編制基準改善等に関する請願(三通)

請願者 大分県西国東郡真玉町西真玉二、
八六三 瀬口定利外二万五千五百三
十二名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第二二三号 昭和五十六年三月十一日受理

学級編制基準改善等に関する請願

請願者 三重県尾鷲市小川町七七 奥村 悦子外九百九十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第二二七号 昭和五十六年三月十一日受理

学級編制基準改善等に関する請願(四通)

請願者 新潟県長岡市住吉三ノ六ノ六 飯田 桃子外九百九十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第二二八号 昭和五十六年三月十一日受理

学級編制基準改善等に関する請願(四通)

請願者 広島市東区中山新町一ノ四ノ四 三浦美久子外三千四百九十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第二二六号 昭和五十六年三月十一日受理

身体障害者に対する学校教育改善に関する請願

請願者 横浜市南区六ツ川二ノ一四ノ二二 新田輝一外五名

紹介議員 前島英三郎君

一、障害を持つ児童、生徒の教育は、可能な限り普通校で行うこととし、すべての学校校舎に障害児用エレベーター、スロープ、車椅子用トイレを設置するための長期計画を国が策定し、これを実施すること。

二、学校災害による障害児者に障害年金を支給すること。

理由

(一)障害児を養護学校等で教育することは、決して障害児本人のための最良策とは言えず、社会から隔絶され、家庭からも切り放された環境のなかでの生活から決して温かみのある人間性が培われるとは思えない。義務教育で決められる学校は、本来、自宅から児童、生徒が歩いて通学できる距離内になければならないはずであるし、普通校における生活訓練であつても専門指導員による巡回指導訓練で不可能ではない。養護学校における教育は、教育を受ける障害児にとつて不適正であるばかりでなく、障害をもたない普通児童、生徒にも誤った逆差別の意識を生じさせる危険を含んでいる。(二)現行の学校安全会法による被災児童等の生活保障は大幅に改善されたが、一時金による保障であるため、一定期間が経過するとその金員はなくなつてしまひ、被災児童等の終身の保障にはなつていないので、終身年金制度によるものを望むものである。

第二二二号 昭和五十六年三月十二日受理

学級編制基準改善等に関する請願

請願者 栃木県小山市羽川四一八 石川利子外九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第二二六号 昭和五十六年三月十二日受理

学級編制基準改善等に関する請願

請願者 三重県津市白塚町三ノ宮 岸本由太郎外四千九百九十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第二二四号 昭和五十六年三月十二日受理

学級編制基準改善等に関する請願

請願者 名古屋守山区吉根長廻間三、二

四八ノ四二五 末原みとせ外四百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第二二六号 昭和五十六年三月十二日受理

婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(二通)

請願者 茨城県石岡市北府中一ノ二ノ二 七 白井登代子外二千九百九十九名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第二二六号 昭和五十六年三月十二日受理

婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願

請願者 川崎市中原区北谷町九五真部方 清水悦子外二千九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第二二七号 昭和五十六年三月十二日受理

婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願

請願者 三重県松阪市内五曲町九〇ノ五 片桐寿子外四千九百九十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第二二八号 昭和五十六年三月十二日受理

学級編制基準改善等に関する請願(五通)

第三条第一項の表千葉大学の項中「人文学部」を「文学部」「教育学部」に改め、同表中「法経学部」

請願者 岡山県久米郡久米町中北下五三九 石井昌子外三千名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第二二六号 昭和五十六年三月十二日受理

学級編制基準改善等に関する請願(五通)

請願者 新潟県見附市今町一ノ九ノ九 久住美津枝外二千五百名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第一三〇一号 昭和五十六年三月十二日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 青森県弘前市原ヶ平山元一ノ二ノ二 弘前学院聖愛高校内青森県私学助成をすすめる会内小泉洋外一万六千四百六十九名

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の五」を「第九条の六」に、「第九条の六」を「第九条の七」に改める。

徳島大学

昭和五十六年四月四日印刷

昭和五十六年四月六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局